



# 令和5年度 出雲市介護保険サービス事業者集団指導 次第

日時：令和6年3月27日（水）14：00～16：30

会場：出雲市役所 くにびき大ホール

1. 令和6年度介護報酬改定における改定事項について 資料1
2. 第9期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護サービス施設整備の公募について 資料2
3. 介護人材確保・定着に係る施策の推進について 資料3
4. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について
  - (1) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催 資料4
  - (2) 第三者評価（外部評価） 資料5
  - (3) 出雲市介護サービス相談員派遣事業 資料6
  - (4) 事故発生時の連絡・報告体制 資料7-1、7-2
  - (5) 介護給付の適正化  
資料8-1、8-2、8-3、8-4、8-5、8-6
  - (6) 令和5年度運営指導の状況 資料9
  - (7) 自立支援・重度化防止 資料10
5. 出雲市独自のサービスについて
  - (1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業 資料11
  - (2)（看護）小規模多機能型居宅介護の独自報酬 資料12
6. 自然災害・感染症対策に係る体制整備
  - (1) 災害対策の取組 資料13
  - (2) 感染症防止対策の取組 資料14
7. その他事項
  - (1) 指定更新等の手続きについて 資料15-1、15-2
  - (2) 地域密着型サービスの利用基準について 資料16
  - (3) 「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」の見直しについて 資料17
  - (4) 高齢者虐待の防止について 資料18-1、18-2
  - (5) 高齢者福祉施策等について 資料18-3
  - (6) 地域介護・福祉空間整備等施設整備（地空間）交付金について 資料19
  - (7) 島根県集団指導資料  
県HPトップ>医療・福祉>福祉>高齢者福祉  
>介護保険【事業所向け】>指導・監査>令和5年度集団指導  
(<https://www.pref.shimane.lg.jp/>)
  - (8) その他

# 1. 第9期介護保険事業計画に基づく介護サービス施設等の整備について

## 1. 第9期出雲市介護保険事業計画に基づく介護サービスの基盤整備目標（地域密着型サービスの整備）

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1か所
- 看護小規模多機能型居宅介護 1か所

## 2. 第8期介護保険事業計画での介護サービス施設等の整備状況

### ○看護小規模多機能型居宅介護サテライト型

整備年度	事業所名	圏域名	開設日
R3年度	ひかわ生協看護小規模多機能事業所みなみサテライトとまと	斐川西	令和4年4月

### ○認知症対応型共同生活介護

整備年度	法人名	圏域名	ユニット数	開設予定日
R4年度	サンキ・ウエルビィ株式会社	大社	1(増設)	令和5年4月
R4年度	社会福祉法人やまゆり	佐田	1(増設)	令和5年6月

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」については、3度、公募を行ったものの事業者選定には至りませんでした。

## 3. 介護サービス施設等整備事業者の公募について

令和7～8年度に開設を希望する事業者を令和6年度に一括公募します。

## 4. その他

地域密着型通所介護については、第9期出雲市介護保険事業計画において「市内事業所の今後の休・廃止状況を勘案しながら整備を行う」こととしているため、別途、審査等を行います。

新規事業所の開設を希望される場合は、市高齢者福祉課介護給付係へ事前にご相談ください。

## 2. 介護人材の確保・定着に係る施策の推進について

本市では、介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議を平成28年度に立ち上げ、特に、令和2年度から第8期介護保険事業計画の最終年度となる令和5年度までの4年間で、本市における介護人材確保・定着施策の集中実施期間に位置づけ、各種施策を推進し、将来的に質の高い安定した介護サービスを供給していくための体制づくりを進めてきました。

令和6年度からは、介護人材確保・定着の取組について、保健福祉事業へ新たに介護人材確保・定着推進事業を設立し、これまで県の福祉介護人材確保定着促進事業費補助金を受け実施していた事業については、一部、事業内容を見直し実施していきます。

以下は、令和6年度実施予定の各事業の概要です。

### I. イメージアップに向けた取組

#### 1. ホームページ IZUMO KAIGO LIVE!による情報発信

##### (1)目的

介護の魅力を介護現場や介護を目指す学生・保護者・教員を含めた多様な年齢層に向けて発信し、介護業界のイメージアップを図り、介護職場への就業促進及び定着化につなげます。

##### (2)内容

インタビュー、座談会、動画、介護に関連するイベント情報、求人情報、本市の取組紹介等をホームページ「IZUMO KAIGO LIVE!」に掲載します。



<https://www.izumo-kaigo.jp>

QRコード>  
スマホ等で  
読み込み可



#### 2. 中学生向け介護の基礎的講座

##### (1)目的

市内の介護職員を市内中学校に講師として派遣し、介護学習を効果的に実施する「介護の基礎的講座(座学・体験授業)」を市内中学校で体系的に実施することを通じて、未来の担い手づくりにつなげます。

##### (2)内容

市内中学校を対象に介護の基礎的講座を開催します。

##### 【実施概要】

- ・出雲市社会福祉協議会が申込先となり、申込校及び講師との連絡調整を実施します。
- ・申込校の費用負担はなく、講座に必要なテキスト等は市が提供します。
- ・実施した内容はHP等で周知します。

## Ⅱ. 介護人材の定着に向けた取組

### 1. 職員交流研修会等開催事業

#### (1)目的

介護事業所の管理者や中堅職員、若手職員等に対し研修会を開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、専門知識の向上等によるサービスの質の向上を図ります。また、事業所間の職員の交流を図り、離職の防止や職場定着を目指します。

#### (2)内容

BCP 策定、管理マネジメント、交流研修会等を実施します。

### 2. 通所サービス事業所支援事業

#### (1)目的

送迎にかかる介護職員の負担軽減等を目的とし、事業所ごとに行っている利用者の送迎について、共同送迎の仕組みの普及や定着を図ります。

#### (2)内容

導入に向けた課題の抽出・検証のため共同送迎の実証実験を実施します。

## Ⅲ. 介護人材の確保に向けた取組

### 1. 介護助手を輩出するための介護の入門的研修の開催

#### (1)目的

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭します。

#### (2)内容

介護に関する入門的な知識・技術を習得するための「介護の入門的研修」を実施し、研修修了後に介護施設等とのマッチングを行います。(年1回開催予定、定員20名程度)

また、介護の職場に就業希望の方を対象とした21時間研修を実施します。



### 2. 介護人材育成支援事業補助金

#### (1)目的

介護サービス事業所における介護従事者の資質向上を図り、介護人材の確保及び育成を推進するため、研修修了者に対し、受講料及び教材費の一部を補助します。

#### (2)内容

「介護職員初任者研修」又は「実務者研修」の研修受講費用の1/2を補助します。(上限50,000円)

補助対象者は、次のいずれかの要件を満たす人となります。

- ①上記研修の修了後、市内介護サービス施設・事業所に3か月以上継続して勤務している人
- ②研修の修了後6か月以内に市内介護サービス施設・事業所に就労し、3か月以上継続して勤務している人

### 3. 訪問サービス支援事業

#### (1)目的

市内の条件不利地域における訪問サービスの提供体制の充実により、訪問サービス提供地域の拡大を図ります。

#### (2)内容

条件不利地域に訪問サービスを行う事業所に対して、その運営費の一部を補助します。

### 4. 外国人介護人材受入支援事業

#### (1)目的

外国人就労の拡大に向けて新規就労者等への支援や外国人介護人材の受入に対し、補助を行うことで多様な介護人材の確保につなげます。

#### (2)内容

外国人留学生で介護福祉養成校を卒業した者を雇用した法人や、外国人介護人材を受け入れる法人に対し、その受入に必要な経費の一部を補助します。

## IV. 事業効果検証

### 1. プロジェクト会議開催

#### (1)目的

介護職場における人材の確保・定着を図り、将来的に質の高い安定した介護サービスを供給していくために必要な取組を検討する介護人材の確保・定着に係るプロジェクト会議を開催します。

#### (2)内容

##### 【実施概要】

年2回程度開催し、次に掲げる事項について検討します。

- ①介護人材確保・定着に関する実態把握及び課題の整理
- ②介護人材の確保・定着に向けた取組
- ③その他会議が必要と認める事項

### 2. 介護人材不足調査分析の実施

#### (1)目的

市内介護サービス事業所の危機的な人材不足に対し、的確なニーズの把握や分析が必要であるため、アンケート調査を外部委託により行います。人材不足の状況をサービスの種類や年齢層等から分析し、施策の提案型の報告を受けます。

#### (2)内容

市内の全介護サービス施設・事業所を対象としたアンケート調査を実施します。(年1回実施予定)

### 【取組の様子】



浜山中（高齢者疑似体験）



北陵中（座学を受講）

## 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

### (1) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議の開催

会議の開催に関する留意点を以下にお示ししますので、今後の参考にしてください。

#### 1. 会議開催場所・回数について

- ・事業所所在地で開催してください。(感染症防止のため、やむを得ない場合を除く。)
- ・開催頻度は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」で以下のとおり定められています。

事業所種別	開催頻度
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね6か月に 1回以上
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね2か月に 1回以上

#### 2. 会議出席について

- ・運営推進会議の委員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表

- 者（コミュニティセンター長・自治会役員・民生委員等）、消防団、小中学校、市職員、高齢者あんしん支援センター職員、有識者等を選定し、構成してください。
- ・介護・医療連携推進会議では、上記の委員のほかに、地域の医療関係者（地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等）も構成員に加えてください。
- ・会議開催案内は、少なくとも10日前には市・出雲高齢者あんしん支援センターに送付してください。
- ※郵送・FAXの場合、宛名は市役所高齢者福祉課「運営推進会議担当者」としてください。
- ※認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では高齢者あんしん支援センターと出席を分担していますので、分担をご確認のうえご案内ください。

#### 3. 会議のあり方について

- ・自己紹介を毎回行ってください。
- ・司会者は、全参加者が発言するよう進行を工夫してください。
- ・事業所からの説明だけでなく、参加者の意見や助言を聞く時間を設けるようにしてください。

#### 4. テーマについて

##### ・テーマ例

- ・事業所の体制や方針について
- ・事業所が行っている認知症対応について
- ・事故の事例と対処法について
- ・地域活動について
- ・災害時緊急時対策について、など

- ・会議内で市の参加者に制度等の説明をしてもらいたいなどの希望がある場合は、会議開催案内と同時に事前にご依頼ください。

#### 5. 複数事業所による合同開催

- ・会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進の観点から、平成30年度以降、複数の事業所による合同開催が認められています。

##### 【要件】

- ① 利用者および利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
- ③ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
- ④ 外部評価を行う運営推進会議は、単独で行うこと。

#### 6. 会議資料・報告書について

- ・紙ベースの資料をご用意ください。
- ・資料には、利用者情報（男女別人数・介護度・平均介護度）を

必ず記載してください。

- ・会議報告書は、市高齢者福祉課にメール送信ください。

([kourei@city.izumo.shimane.jp](mailto:kourei@city.izumo.shimane.jp))

※メールの件名及び添付ファイル名は「令和6年〇月運営推進会議の報告書（事業所名）」としてください。

- ・個人情報の取扱いに注意し、個人名の記載をしないでください。

また会議内で利用者名を言わないでください。

- ・運営推進会議における報告等の記録の保存年限は、2年間です。  
(運営基準 第36条第2項)

#### 7. 新型コロナウイルス等感染症の拡大防止に係る運営推進会議等の対応方針について

- ・新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、国の方針として、対面又はオンラインでの開催の方針が示されています。

※感染症拡大防止のためやむを得ず書面開催を希望する場合は、事前にご相談ください。

#### 8. 運営推進会議未実施事業所について

- ・運営基準、出雲市条例において、各事業所は定期的に運営推進会議、介護・医療連携推進会議を開催し、活動状況等を報告することとなっています。
- ・会議が未実施もしくは開催頻度が遵守されていない場合は、“**運営基準違反**”となりますので、必ず定期的に開催してください。

### 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

#### (2) 第三者評価（外部評価）

##### 1. グループホーム外部評価について

令和3年度介護報酬改定により、グループホームの自己評価及び外部評価の実施については、外部評価機関による評価だけでなく、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護と同様に、運営推進会議を活用した方法（以下、「当該方法」という。）での評価が可能になっています。

〔参考〕出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第117条第8項（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

これを踏まえ、本市での当該方法での自己評価及び外部評価の実施手順や注意事項等を以下に掲載します。

##### (1)実施手順

- ①自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール（資料4-1、以下「活用ツール」という。）中の「自己評価」「記述1」の項目を、事業所側が記入する。（「記述1」には、各項目についての今年度の事業所の取組や、その評価等を記入する。）
- ②運営推進会議の開催時に、評価委員（運営推進会議出席者）に活用ツールを配付し、「運営推進会議で話し合った内容」及び「外部評価」の項目について、意見や評価を募る。
- ③評価委員からの意見を集約し、「運営推進会議で話し合った内容」及び「外部評価」の項目を記入後、「記述2」の項目に今年度の取組の反省、改善点や次年度への目標等を記載し、市に活用ツールを提出する。
- ④市へ活用ツールを提出後、活用ツールを各評価委員に送付し、事業所HP等で公開する。



## (2)実施の際の注意事項

- ①令和6年度から新たに当該方法で評価を行う場合は、必ず年度最初の運営推進会議の場で、評価方法を変更し、運営推進会議出席者に評価委員となってもらう旨を周知すること。

なお、当該評価では、市職員、出雲高齢者あんしん支援センター職員、その他地域代表（民生委員、コミュニティセンター長、地域住民等）が評価委員となるが、会議に出席する利用者は評価委員対象者にならない点に注意。

利用者家族については、年6回開催される会議の半分以上の出席が難しい場合、事業所側で評価委員としない判断も可能とする。

- ②活用ツール中の評価項目は49項目あり、評価委員による外部評価が必要な項目も合計27項目ある一方、通常の運営推進会議の開催時間は、1回あたり1時間程度であるため、会議が長時間にならないよう、年6回ある会議で分割して評価を実施するなど工夫すること。

また、評価項目の中には、普段の運営推進会議で議題にあがることのないものもあるため、事業所側で資料を作成し、適宜説明を行うこと。

- ③「外部評価」のA～D評価欄には、各評価委員の評価を集計し、一番評価の多かったものに○を付けること。
- ④新型コロナウイルス等の感染症拡大防止によりやむを得ず運営推進会議を书面開催とする場合は、会議資料に活用ツールを添付し、各評価委員に「運営推進会議で話し合った内容」「外部評価」の項目を記入するよう依頼すること。

また、コロナ禍では平時に比べ、事業所の内情や取組を把握しづらく、評価が難しい項目もあるため、事業所の取組内容等が分かる資料も作成し、送付すること。

- ⑤当該方法で評価を行う場合、外部評価の実施回数に関する特例適用（外部評価を2年に1回とできる申請）を受けることができないため、評価は毎年実施すること。

（参照：令和3年3月29日付

「介護保険最新情報 Vol.953」Q & A 問27）

なお、一度当該方法で評価を実施した後、評価を従来の外部評価機関への委託の方法に再度変更した場合、特例適用には5年間の評価の継続実施が必要となる。

- ⑥令和元年度から、グループホームの運営推進会議には市職員と出雲高齢者あんしん支援センター職員のどちらかが参加し、出席の分担を行っているが、当該方法での評価を行う場合は、年6回の会議全てに市職員とあんしん支援センター職員の両者が出席する。

## (3)令和4年度のグループホーム外部評価実施結果について

実施方法	事業所数
外部評価機関による委託	13
運営推進会議を活用	12
特例適用	9
新規指定による免除や事業休止	1
未実施	4

## 2. 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の運営推進会議を活用した評価について

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護では、運営推進会議を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが指定基準・条例により義務付けられています。

[参考] 出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第 91 条第 2 項（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

第 196 条第 2 項（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

## 3. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の介護・医療連携推進会議を活用した評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、介護・医療連携推進会議を活用した評価の実施並びに結果の公表を行うことが指定基準・条例により義務付けられています。

[参考] 出雲市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

第 39 条（地域との連携等）

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

## 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

### (3) 出雲市介護サービス相談員派遣事業

本市では、介護サービス利用者が安心して質の高いサービスを受けられるよう、サービスの資の向上を図ることを目的として、市が委嘱する「介護サービス相談員」が利用者側と介護保険サービス施設・事業所側の橋渡し役を果たす「介護サービス相談員派遣事業」を実施しています。

本事業では、「介護サービス相談員」が、介護保険サービス利用者の不安・不満・疑問等の解消を図り、苦情が発生するのを未然に防ぐために、介護保険サービス施設・事業所を訪問して、利用者とお話や相談をします。また、施設・事業所の職員に対しても、利用者の要望を伝えるほか、問題点や改善点の提案を行います。

#### 1. 活動内容

- (1) 派遣先施設・事業所を定期的に訪問します。
  - (2) 利用者の話を聞き、相談を受け、サービスの現状把握に努めます。
  - (3) 管理者や施設相談員と意見交換を行います。
  - (4) 問題点等があれば、内容を把握したうえで整理をし、解決方法を考えます。
  - (5) 活動状況をまとめ、事務局（市高齢者福祉課）に報告します。
  - (6) 1か月に1度、市で開催する「介護サービス相談員連絡会」に出席し、利用者からの相談事例などについて意見交換を行います。
- ※利用者からの改善してほしい要望などは、各施設で検討していただき、対応をお願いします。

～ 介護サービス相談員受入メリット（例） ～

- ・介護サービス相談員から他の事業所で実施しているレクリエーションや個別事例への対応方法等についての情報を聞き、事業所外からのアイデアを取り入れられた。
- ・介護サービス相談員を通じて地域の情報を得ることができた。
- ・施設等を客観的な目で観察することができ、問題点だけを伝えるのではなくよい点を伝えることで職員の励みとなった。
- ・介護サービス相談員が第三者の目線から感想を伝えることにより、これまで当たり前のように行っていた一つひとつの業務について、他の人ならどう感じ、受け止めるかを知ることができ、サービスの改善につながった。

## 2. 令和5年度の訪問対象施設（計84か所）

・ 特別養護老人ホーム	15か所	・ ケアハウス	1か所
・ 特別養護老人ホーム（地域密着型）	3か所	・ グループホーム	37か所
・ 介護老人保健施設	8か所	・ サービス付き高齢者向け住宅	9か所
・ 特定施設	11か所		

## 3. 令和6年度の活動について

### (1)訪問体制について

- ・ 介護サービス相談員2名1組が施設・事業所に訪問します。
- ・ 以下は、サービス種別ごとの年間訪問回数です。
  - ①特別養護老人ホーム：年12回（月1回）
  - ②定員40名以下の特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム：年3回（4か月に1回）
  - ③その他の施設・事業所：年3回（4か月に1回）
- ・ 令和6年3月13日付事務連絡にて、各施設・事業所への訪問月を記載した「令和6年度介護サービス相談員訪問予定表」をお送りしていますので、ご確認ください。

### (2)新型コロナウイルス感染症対策について

- ・ 通常、訪問活動は1回あたり2時間程度ですが、訪問先の施設・事業所の感染症対策や面談方法に則り、活動時間を概ね1時間に短縮することも差し支えありません。日程及び面会時間等は各担当介護サービス相談員と調整してください。

## 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

### (4) 事故発生時の連絡・報告体制

#### 1. 対象となる事業者及びサービス

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う、介護保険適用サービスが対象です。

#### 2. 市及び関係機関へ連絡する事故の範囲

(1) 次の事故が発生した場合は、市へ連絡しなければなりません。

- ① サービス提供時に発生した死亡事故
- ② サービス提供時に発生した受傷、転倒、誤嚥等により医療機関の受診を要した事故、入院又は継続的な通院が必要とされたもの
- ③ 利用者に受傷等はないがサービス提供時に発生した事故（送迎時の交通事故、ヘルパー訪問時の物損事故等）
- ④ その他サービス事業管理者において市への連絡が必要と認められた事故

(2) サービス提供時の死亡事故や受傷事故で事業者自らの過失による疑いがあるときは、必ず警察へ連絡を行ってください。また、食中毒の発生や感染症、インフルエンザの発症等、関連する法律等に関係機関への届出義務がある場合は、それに従ってください。

#### 3. 連絡・報告の手順

【第一報】事故報告対象となる事故等が発生した場合は、別紙様式の1～5の項目を可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。ただし、緊急を要するものについては事故報告書を提出する前に、電話等、より迅速な手段により仮報告をお願いします。

【途中経過及び最終報告】第一報の後は、適宜途中経過を連絡し、事故処理が終了した時点で別紙様式の6までを含む最終報告を事故報告書により行ってください。ただし、第一報の時点で事故処理が終了している場合は、第一報をもって最終報とすることができます。（6の項目が、第一報の事故報告書に記載されている場合のみ）

#### 4. 連絡・報告先

事故の対象者が市の被保険者である場合のほか、対象者が市の被保険者ではなくても市内に所在する事業所で発生した事故については、市への連絡・報告を行うこととします。

#### 5. その他

- (1) 死亡・重症等の事故については、現地で聞き取り調査を行う場合があります。
- (2) 事故報告書の様式（資料7-1）
- (3) 令和4年度事故報告書まとめ（資料7-2）

(表)

(裏)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

出雲市長 様

事故報告書(市提出用)

該当全てに必ず☑してください。

第1報 第\_\_報(途中経過) 最終報告

1 事業所の概要	法人名		事業所番号	
	事業所名		サービスの種類	<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設
	所在地			<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設
	報告者	氏名( ) 職名( ) 電話 - -		<input type="checkbox"/> 特定施設入所者生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> (看護) 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> (地域密着型・認知症対応型) 通所介護 <input type="checkbox"/> 総合事業(通所・訪問) <input type="checkbox"/> その他( )
利用者	氏名	被保険者番号		
2	性別・年齢	男・女( )歳	認知症高齢者 日常生活自立度	I IIa IIb IIIa IIIb IV M
	住所			
3 事故の概要	要介護区分	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 事業対象者 その他( )		
	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 発生・発見		
	発生場所	居室 食堂 ホール 廊下 トイレ 風呂・脱衣場 玄関 機能訓練室 屋外(施設内) 屋外(施設外) その他( ) 不明		
	種別	転倒 転落 誤嚥・窒息 異食 誤薬 離脱 交通事故 感染症 医療処置関連(チューブ除去等) その他( ) 不明		
	事故結果	死亡( 月 日) 骨折 打撲・捻挫 切傷・擦過傷 感染症 肺炎・窒息 様子観察 その他( )		
内容				
原因	(直接事故に結びついたら考えられる要因)			

4 事故発生時の対応	対処仕方				
	治療した医療機関	受診状況	月 日 午前・午後 時 分ごろ <input type="checkbox"/> 往診 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> その他( ) 医療機関名( /電話番号 )		
		診断内容 治療概要			
	家族への連絡・説明状況	月 日 時 分ごろ <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問(訪問者 ) <input type="checkbox"/> 文書 説明を受けた方( ) <input type="checkbox"/> 了承済 <input type="checkbox"/> 不納得			
連絡した関係機関	<input type="checkbox"/> 他の自治体(自治体名 ) <input type="checkbox"/> 警察 (警察署名 / 月 日 時ごろ) <input type="checkbox"/> その他( )				
5 事故後の対応	利用者の状況	入院された場合、退院日(退所日)も記載してください。			
	損害賠償の状況	<input type="checkbox"/> 有 (完結・継続) <input type="checkbox"/> その他(見舞金等 ) <input type="checkbox"/> 無			
6 再発防止に向けての取組					

※裏面に事故の対応及び今後の事故防止策の記載欄あり。

令和 4 年度

# 介護保険事業者における事故報告統計

出雲市



# 目 次

令和4年度 介護保険事業者における事故報告集計について	1
I 年間事故報告件数の推移	
年間事故報告件数の推移（平成30年度から令和4年度）【グラフ】	2
II サービス種別事故報告件数の推移	
サービス種別事故報告件数の推移【グラフ】	2
III 事故後の状況	
事故後の状況【グラフ】	2
IV 発生時間帯別事故件数	
発生時間帯別事故件数【グラフ】	3
V 事故発生場所別事故要因及び内容	
事故発生場所別事故内容【表】	3



# 令和4年度 介護保険事業者における事故報告集計について

出雲市介護保険施設等における事故発生時の連絡及び報告に関する取扱要綱に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に市へ報告のあったものを集計しました。

## 1 対象となる事業者及びサービス

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者が行う介護サービスとする。

## 2 連絡等をする事故の範囲

- (1) サービス提供時に発生した死亡事故
- (2) 医療機関の受診を要した事故、入院または通院が必要なもの
- (3) 利用者には受傷はないがサービス提供時に発生した事故（送迎時の交通事故、ヘルパー訪問時の物損事故等）
- (4) サービス事業管理者において市への連絡等が必要と認めた事故

## 3 関係機関への報告

- (1) 死亡事故や受傷事故で過失による疑いがある場合は警察へ連絡
- (2) 食中毒・感染症・インフルエンザの発生等は関連する法律の規定に従い、関係機関への届出

## 4 市へ連絡の手順

### (1) 第一報

上記「2」に記載する事故等が発生した場合、「事故報告書（市提出用）（様式第1号）」の1から5までの項目について可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出してください。

なお、緊急を要するものについては、事故報告書を提出する前に、電話等のより迅速な手段で連絡をしてください。

### (2) 途中経過及び最終報告

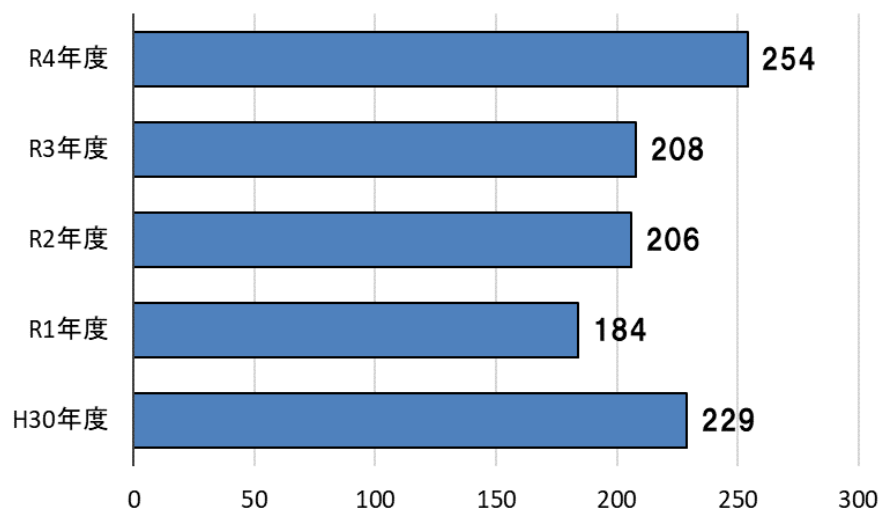
第一報の後には、適宜途中経過を電話等により連絡をし、事故処理が終了した時点で、全ての項目を記載した「事故報告書（市提出用）（様式第1号）」により最終報告をしてください。

ただし、第一報の時点で事故処理が終了しており「事故報告書（市提出用）（様式第1号）」を全て記載している場合は、第一報を持って最終報告とすることができます。

### I 年間事故報告件数の推移

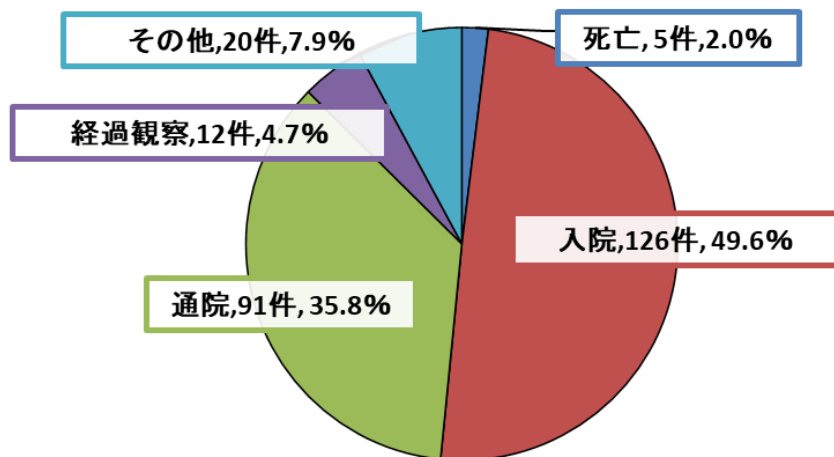
(平成 30 年度から令和 4 年度)【グラフ】

令和 3 年度と比較して、事故件数が 254 件と増加しました。



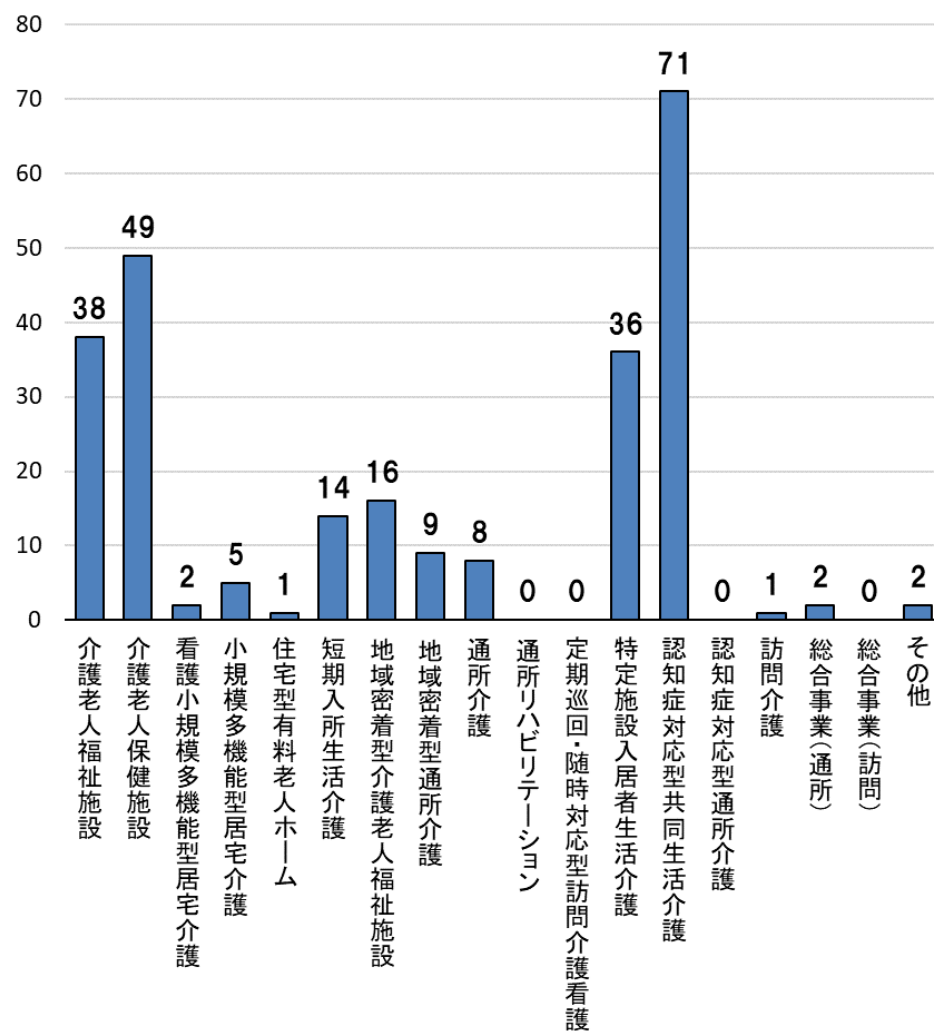
### III 事故後の状況【グラフ】

事故後の状況で最も多かったのは、入院で 126 件です。



### II サービス種別事故報告件数の推移【グラフ】

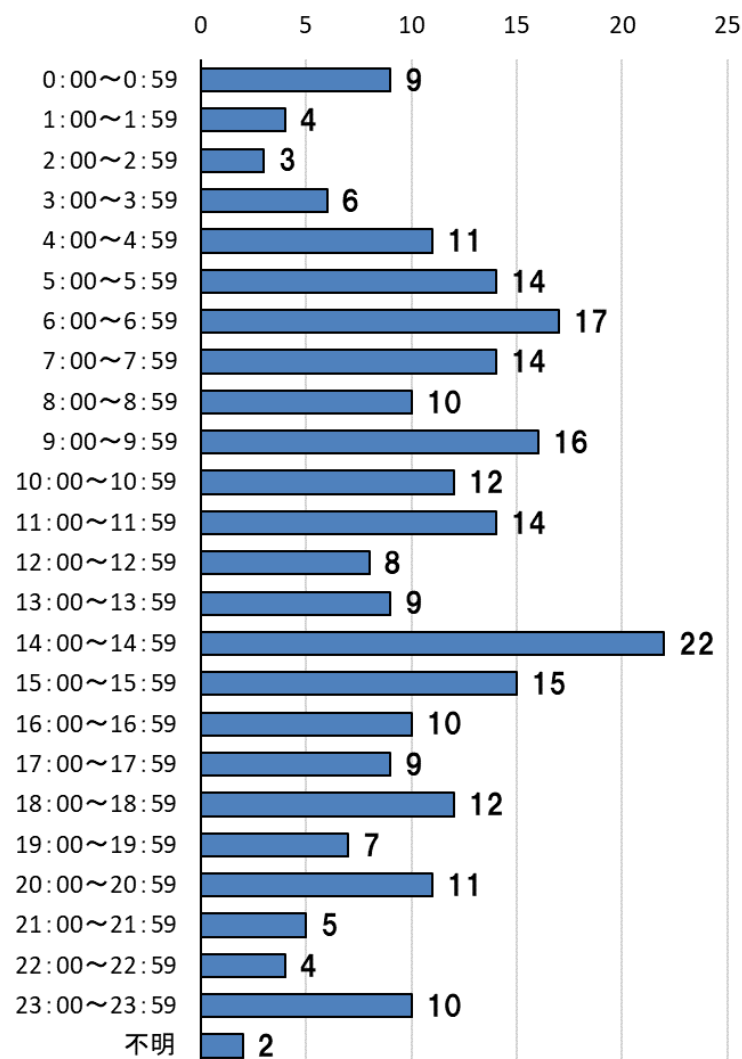
最も事故報告件数が多かったサービスは、認知症対応型共同生活介護の 71 件で昨年と同様の結果になっています。



#### IV 事故発生時間帯別事故件数【グラフ】

時間帯別事故件数から朝方の6時～7時と14時～15時の時間帯が最も多いようです。

朝方や午睡後など、寝起きに事故発生が多いと推測されます。



#### V 事故発生場所別事故内容【表】

事故発生場所別の事故要因で最も多かったのは、「居室内の転倒による骨折」で83件でした。(令和3年度は54件)

発生場所	発生要因	事故内容						
		骨折 (疑い込)	打撲 捻挫	外傷	誤嚥 窒息	経過 観察	異常 なし	その他
居室	転倒	83件	8件	7件			2件	4件
	転落	8件		1件		1件	5件	1件
	誤薬							1件
	離設						1件	
	その他	11件		7件				
	不明	7件					1件	
廊下	転倒	7件	2件	2件				
ホール	転倒	1件		1件				1件
	転落		1件					
	誤嚥				1件			
	その他	2件			1件			
食堂	転倒	8件		2件				1件
	転落	3件	1件					
	誤嚥・窒息				2件			
	その他	1件						1件
トイレ	転倒	9件						
	転落	2件						
	不明	1件						
風呂 脱衣所	転倒	1件		2件				
	転落	1件						
	その他	3件						1件
屋外(施設外)	転倒	1件						
	離設	1件	1件	1件			5件	
	その他			1件				
屋外(施設内)	転倒						1件	
その他	転倒	3件						
不明	不明	8件						

### 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

#### (5) 介護給付の適正化

##### 1. 過誤申立依頼と、再請求の手続き

###### (1) 手続きの流れ

① 必ず、請求が審査決定されていることを確認してください。

請求月 30 日頃に国保連合会から送付される「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」で、「返戻」「保留」になっていないことを確認してください。過誤申立依頼ができるのは、請求月の翌月以降です。

② 過誤請求を、正しい請求に訂正する場合の手順

ア 事業者→保険者：過誤申立依頼書を提出する。

イ 保険者→国保連：過誤申立をする。  
(国保連が、再審査を行う。)

ウ 事業者：再請求を行う。

③ ②アの再請求の方法には、「通常過誤」と「同月過誤」の 2 種類があります。

本市は「同月過誤」で処理を行います。

(「通常過誤」で処理を行う保険者もありますので、本市以外の被保険者について再請求する際は、各保険者に確認してください。)

④ 「同月過誤」について

過誤申立（請求取り下げ）によるマイナス分と、再請求によるプラス分の調整を一度に行います。

25 日までに、過誤申立依頼書を出雲市へ提出すると、翌月 10 日までに、再請求ができます。

※給付管理票の修正と再請求を同月に行うことはできません。修正が必要な場合は、再請求を行う前月の 10 日までに行ってください。なお、給付管理票の修正は、請求の翌月から行うことができます。

(例)	処 理	流 れ
6 月	サービス提供	
7 月 10 日	請求	事業者 → 国保連
7 月 30 日	審査結果通知の送付	国保連 → 事業者
8 月 31 日	事業者へ支払	国保連 → 事業者
8 月 10 日	給付管理票の修正	事業者 → 国保連
8 月 25 日まで	過誤申立依頼書の提出	事業者 → 保険者
9 月 2 日	過誤申立	保険者 → 国保連
9 月 10 日	再請求	事業者 → 国保連
10 月 31 日	差額調整後、事業者へ支払	国保連 → 事業者

(2) 運営指導・監査以外の自主点検で多額・多数の過誤が必要な場合

- ① 必ず、事前連絡をお願いします。
- ② 経緯等を記載した文書の提出を求めることがあります。
- ③ 利用者へ自己負担分を返金する必要がある場合、速やかに返金ください。
- ④ 返金された場合、利用者へ返金されたことが確認できる資料（領収書、振込票等）を市へ提出ください。
- ⑤ 高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けていた利用者がいた場合、後日、市から利用者に対し高額介護サービス費の一部返金を求める場合があります。

(3)令和5年度 過誤申立処理状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
事業所申立	過誤件数	3,567	199	95	56	136	100	214	89	72	94	266	4,888
	事業所数	29	32	30	24	28	22	31	37	24	29	38	324
	最多件数	2,474	146	25	18	32	18	57	18	18	22	134	—

※ 最多件数の過誤理由について

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 4月 居宅介護支援事業所 | ⇒【運営指導】運営基準減算のため。 |
| 5月 居宅介護支援事業所 | ⇒【運営指導】運営基準減算のため。 |
| 2月 介護老人福祉施設  | ⇒加算算定誤りのため。       |

## 2. 介護給付の適正化に向けた取組み

### (1) 医療情報との突合・縦覧点検

- ① 国民健康保険団体連合会の「医療給付情報」・「介護給付情報」を基に点検を実施
- ② 疑義が生じたものについて、各事業所へ過誤照会
- ③ 照会の結果、「請求誤り」と回答のあったものについて、過誤申立処理

### (2) 居宅介護支援事業所における令和5年度のケアプラン点検

#### ① 実施目的

ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかについて、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

(厚生労働省老健局振興課 H20.7.18 介護保険最新情報 Vol138 抜粋)

本市では、ケアマネジメントの質の向上を第一目的とし、明らかな基準違反や悪質な場合を除いて、採点したり、批判したり、報酬返還等給付費削減のみを目的としては行いません。

#### ② 点検対象

介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画(アセスメントシート、第1表～第5表、提出事例の自己点検シート)

### ③ 実施方法

居宅介護支援事業所の運営指導時に面談、または、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が来庁し面談を行います。

- ④ 点検実績 (資料8-2)
- ⑤ 点検結果 (資料8-3)

### (3) 訪問介護の回数が多いケアプランの提出について

平成30年10月から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超えるケアプランについて、保険者への届出が必要です。

#### ① 厚生労働大臣が定める回数及び訪問回数

基準回数には、身体介助に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合(生活援助加算)の回数を含みません。

◇訪問介護(生活援助中心型サービス)の回数(1月当たり)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

#### ② 届出の時期及び期限

平成30年10月1日以降に、利用者の同意を得て交付(作成または変更)した居宅サービス計画のうち、上記の回数以上の訪問介護を位置づけたプランを翌月の末日までに届けてください。

<例>10月に作成したもの⇒11月末日までに届出が必要

### ③ 提出書類

- ・別紙 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（資料 8-4）
- ・居宅サービス計画書「第 1 表」～「第 7 表」の写し  
ア 居宅サービス計画書「第 1 表」は、利用者へ交付し署名があるもの  
イ 居宅介護支援経過「第 5 表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づけた理由を記載したページのみの提出で可  
ウ 用紙のサイズは A 4 サイズに統一すること。
- ・訪問介護計画書の写し  
指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員）が訪問介護事業所から提供を受けたもの

### ④ 提出方法

直接、市役所高齢者福祉課の窓口へご提出ください。

### ⑤ その他

- ・届出内容について、問い合わせることがあります。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合等は、届出を求めることがあります。

### (4) 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出（資料 8-5）

令和 3 年（2021）10 月 25 日付け出雲市健康福祉部高齢者福祉課長通知においてお知らせしておりますが、令和 3 年 10 月 1 日から、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、その利用サービスに占める訪問介護の割合が高いケアプランのうち、保険者である市がケアプランを指定し、その提出を求めた場合に、これを届け出る必要があります。

なお、この仕組みはサービスの利用制限を目的とするものではありません。提出が必要なケアプランは、市で指定し、該当の居宅介護支援事業所に個別に通知しますのでご対応をお願いします。

### (5) 「給付適正化支援システム」による給付適正化の取組みについて

介護サービスの利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築のため、介護給付適正化に向けた取組を推進し、不適切なサービスや過剰な給付の削減に努めるため、給付適正化支援システム（トリトンモニター）を活用して適正チェックを行っています。

該当事業所に対してヒアリングシートによる照会を行いますので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

(6) 住宅改修、福祉用具購入、軽度者福祉用具貸与について

① 住宅改修

- ・理由書に「段差がある」といった文言を記入している場合、段差が写っている写真を提出してください。
- ・勝手口等、玄関とは別の出入口の改修を行う際には、その出入口の主な使用目的を理由書に記入してください。
- ・階段や廊下等の両側に手すりが必要な際には、その理由を理由書に記入してください。

② 福祉用具購入費

- ・購入した福祉用具が、経年劣化、破損等により部品の交換が必要になった場合、部品のみでの支給申請が可能です。  
(ただし、支給対象となるのは製造事業者によって価格が定められている部品のみであり、本体価格から按分等で算出された費用等は、対象となりません。)

③ 軽度者福祉用具貸与

- ・利用者の身体状況により急を要する場合でも、「主治医の医学的所見の確認」は必ず行ってください。
- ・聞取りの記録書は「医療機関名」「主治医名（フルネーム）」「確認年月日」「疾病・傷病等名」「対象福祉用具の正式名称」がすべて記載されていることを確認の上、確認書に添付してください。

※確認書様式はHPにある、最新の様式を使用してください。

- ・サービス担当者会に福祉用具貸与事業者が参加できない場合は、照会を行い、結果を別紙にて添付することが必須となります。

- ・変更、更新申請の際の申請もれ（遅れ）にご注意ください。

(7)住宅改修・福祉用具の点検

住宅改修及び福祉用具貸与（以下「住宅改修等」）を行うもののうち、専門的見地からのアセスメント、助言、提案等が必要であるものについて点検を行います。（点検実績 資料8-6）

① 点検の対象となる事項

- ア 住宅改修等の支給の要件を満たしている
- イ 住宅改修等が点検対象者の自立支援の強化に即している
- ウ その他市長が住宅改修等に係る保険給付の適正化のために必要と認めるもの

② 住宅改修の点検

住宅改修の実施前に、利用者の身体状況に対して必要な改修内容となっているか、申請書類で判断できないものについて、対象の住宅を市職員とリハビリテーション専門職が訪問し、点検及び評価、助言を行います。

③ 福祉用具の点検

給付実績から次の要件で抽出した対象者の福祉用具について、市職員とリハビリテーション専門職が訪問し、点検及び評価、助言を行います。

- ア 福祉用具貸与のみの利用や介護給付費に占める福祉用具貸与の割合が高い者
- イ 同じ品目を複数利用している者
- ウ 要介護状態が著しく高い者（寝たきり状態の者に歩行補助杖の貸与を行う等）

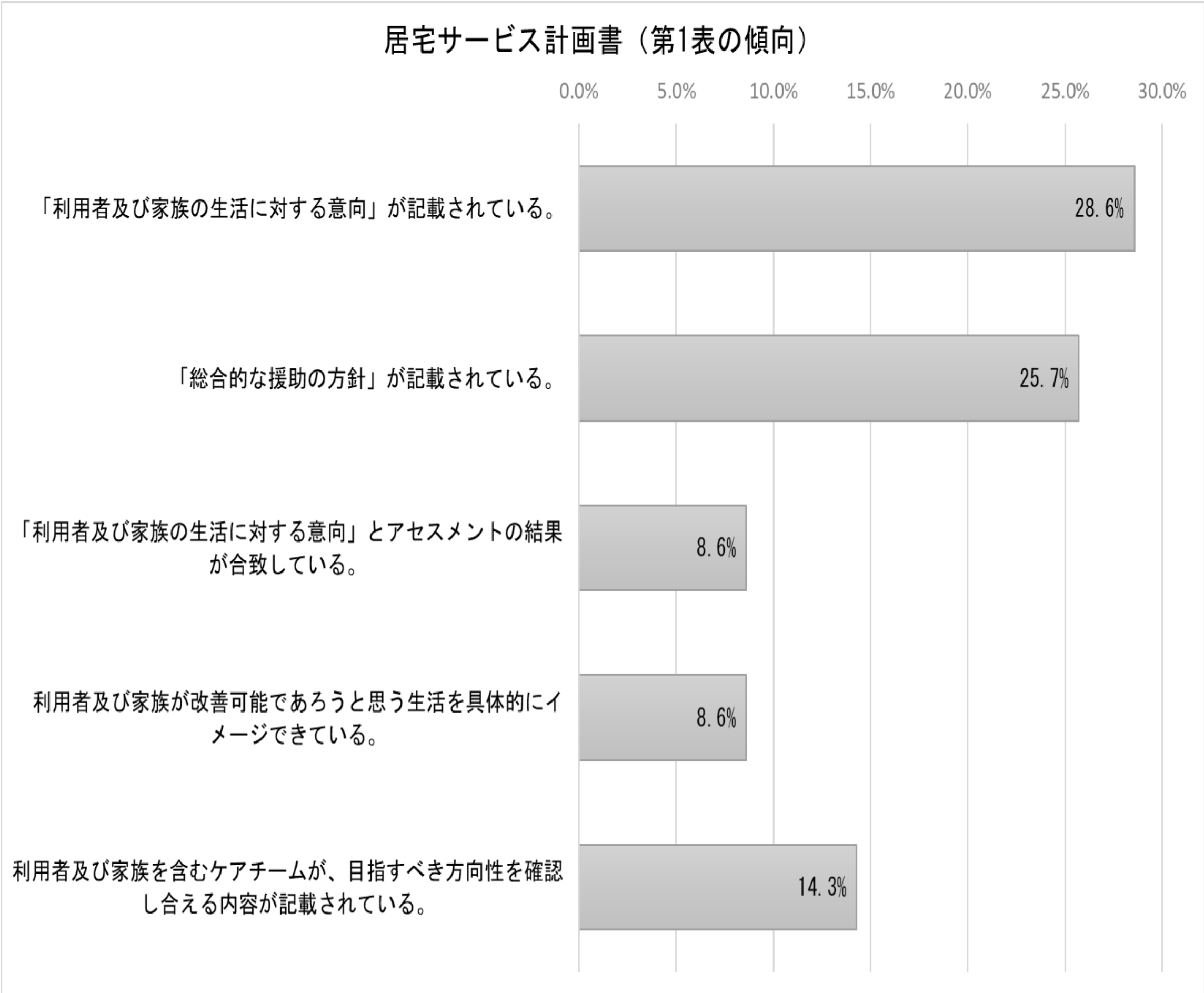


令和5年度 ケアプラン点検実績

介護支援専門員の来庁による点検		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
点検事業所数			5	5	4		4	4	4			2		28
(うち、面談を行った介護支援専門員数)			6	6	6		4	5	4			3		34
提出事例内訳 (複数該当)	独居の事例		1	2	3		2	4	2			1		15
	区分支給限度額の80%以上を使用している事例			1	1		2		1			26		31
	訪問介護における生活援助中心型サービスの訪問回数が多い事例													0
	新人の介護支援専門員が担当している事例													0
	対応困難な事例			1				1	1					3
	その他		5	2	2			1	2					12
	高齢者向け住宅入居者									2			26	28

運営指導時における点検		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
点検事業所数				1	1	1	1	1	1	2				8
(うち、面談を行った介護支援専門員数)				4	2	4	5	3	2	7				27

### 令和 5 年度 ケアプラン点検結果



#### ①利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果

##### 【助言の多い項目】

- ・ サービスに対する要望、困りごとのみの記載になっている。
- ・ ケアマネの課題分析の結果が記載されていない。

→ 「サービスを利用して、どのような困りごとを解消して、どのような生活をしたと考えているのか」具体的に記載されると良い。

#### ②総合的な援助の方針

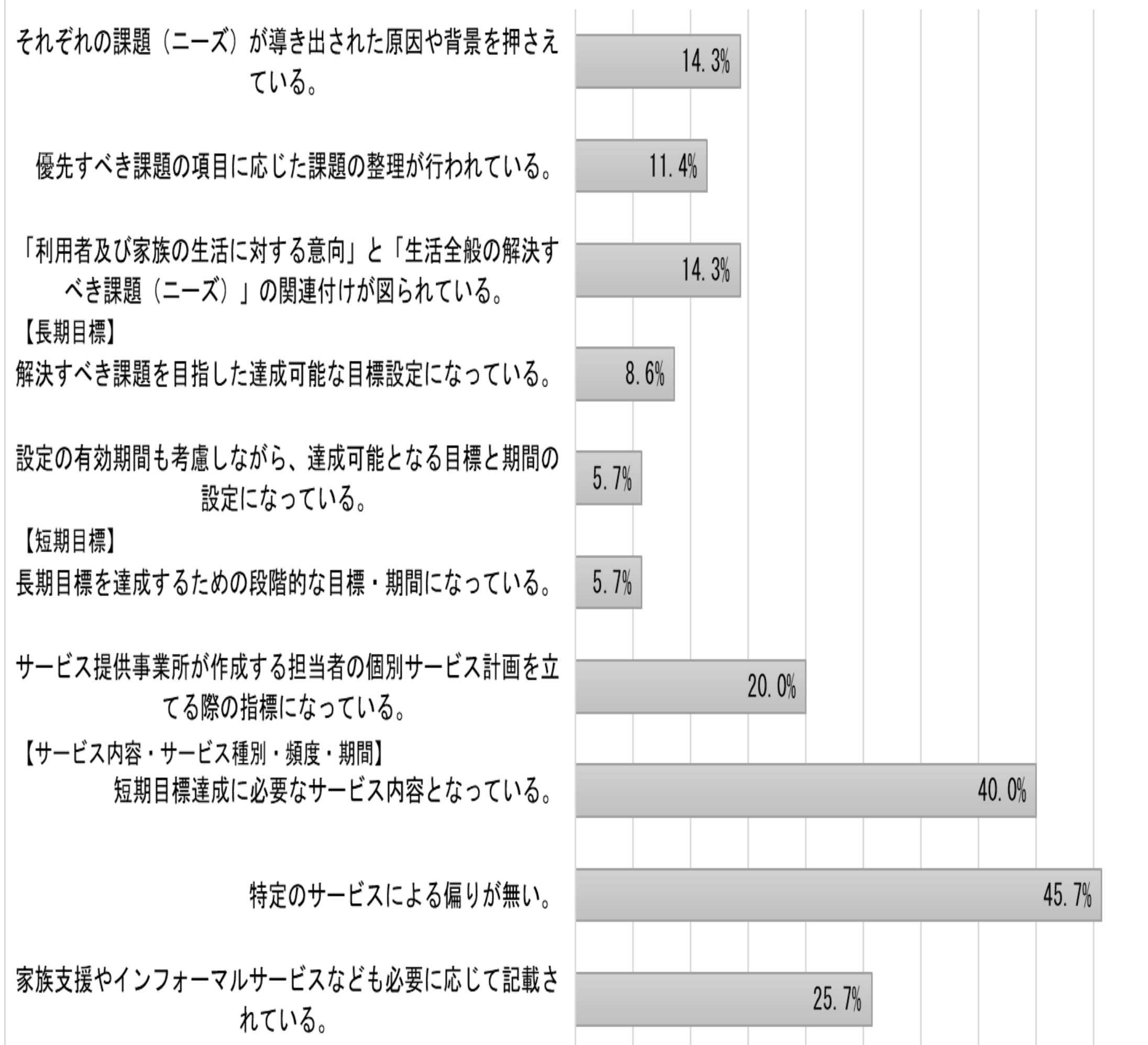
##### 【助言の多い項目】

- ・ 具体的な記載がない。
- ・ ケアマネの行う支援の記録になっている。

→ 利用者及び家族が「望む生活」を目指して、ケアチームが取り組む内容や支援の方向性を記載されると良い。

### 居宅サービス計画書（第2表の傾向）

0.0% 5.0% 10.0% 15.0% 20.0% 25.0% 30.0% 35.0% 40.0% 45.0% 50.0%



#### ①生活全般の解決すべき課題

##### 【助言の多い項目】

- ・ アセスメントからの具体的な課題になっていない。
  - ・ 課題をまとめて記載しており、目標が抽象的になっている。
- 利用者本人の課題になるように、「～できるようになりたい。」「～を維持していきたい。」など本人の生活がイメージできるように記載されると良い。

#### ②長期目標

##### 【助言の多い項目】

- ・ 援助を受けて日常生活が送れる等、抽象的な目標になっている。
  - ・ 支援者の目標になっている。
- 高齢者の場合、「現状維持」は大きな目標になるので、現在できていることを挙げて、「継続できていること」とされても良い。

#### ③短期目標

##### 【助言の多い項目】

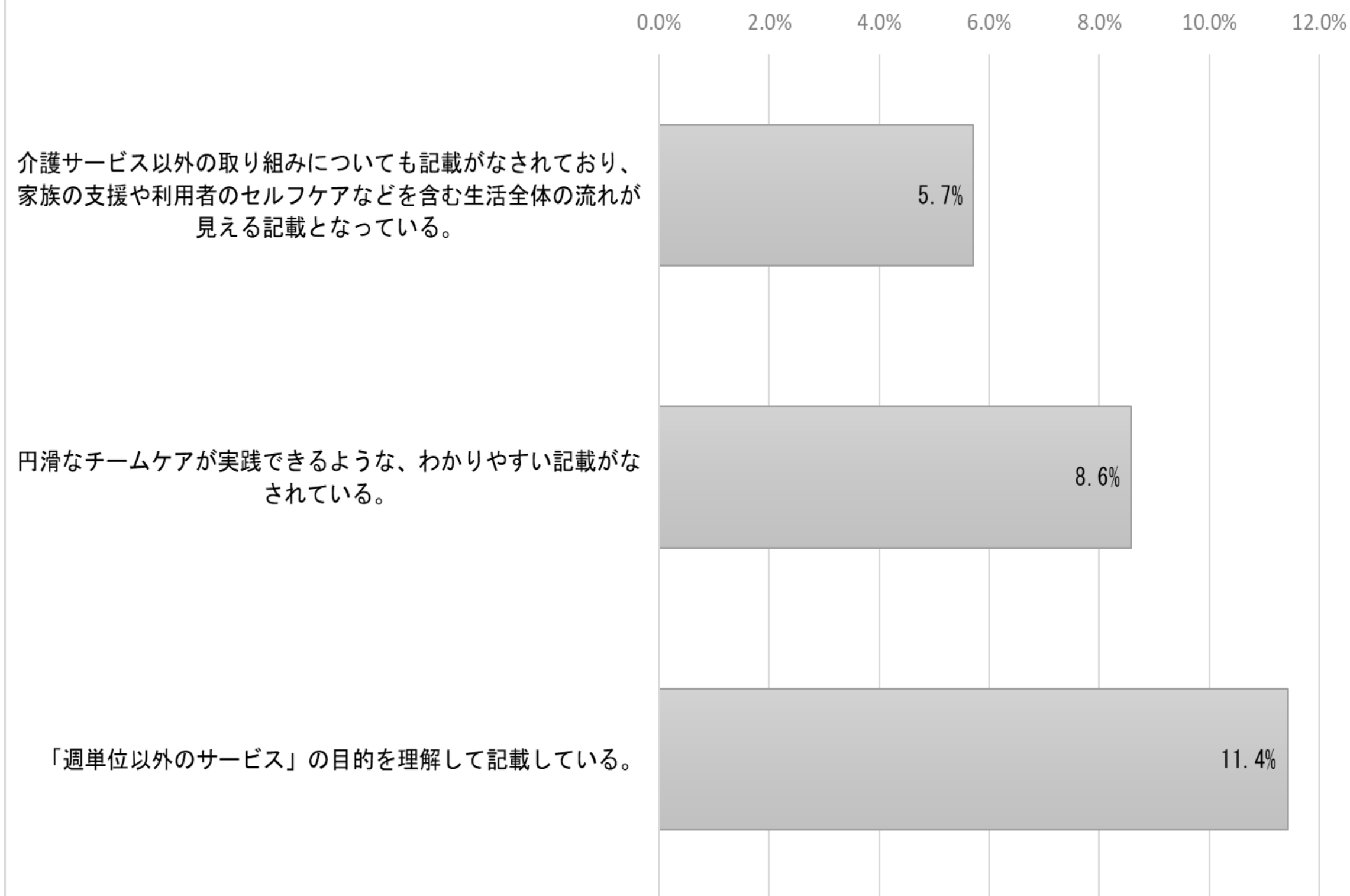
- ・ 具体的な目標でないため、モニタリングにおいて評価がしにくい。
- 利用者が「している活動」「取り組める内容」を具体的に記載されると良い。

#### ④サービス内容

##### 【助言の多い項目】

- ・ 介護保険サービスのみの記載になっていることが多い。
- 利用者や家族が行うことやインフォーマルサービスも必要に応じて記載されると良い。

週間サービス計画表（第3表の傾向）



①週間サービス計画

【助言の多い項目】

- ・介護保険サービスのみの記載になっている。
- 生活全体の流れが見えるように記載されると良い。

②主な日常生活上の活動

【助言の多い項目】

- ・未記載や、起床、食事、睡眠のみの記載である。
- 一日の生活リズムや生活の中で習慣化していることを記載されると良い。
- 主な介護者の介護への関わりや不在になる時間帯についても記載されると良い。

③週単位以外のサービス

【助言の多い項目】

- ・記載内容が不足している。
- 月単位や隔週、臨時で提供されているものについて、頻度を含めて記載されると良い。

(別紙)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書

年 月 日

出雲市長 様

所属事業所

(届出者) 介護支援専門員氏名

連絡先（電話/FAX）

このことについて、下記のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

## 記

## 1 届出の理由（該当する種別に○を記入）

種 別	説 明
	新規に居宅サービス計画を作成した。
	要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成した。
	要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上となった。
	居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となった。

## 2 要介護・生活援助中心型の回数/月（要介護度の欄に計画上の回数を記入）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(基準回数)	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回
計画上の回数					

## 3 理由書（2の基準回数以上になった理由を具体的に記入）

- 備考 1 居宅サービス計画書「第1表」～「第7表」の写しを添付してください。  
2 訪問介護計画書の写しを添付してください。

令和 3 (2021) 年 1 0 月 2 5 日

指定居宅介護支援事業所管理者 様

出雲市健康福祉部高齢者福祉課長

## 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高い ケアプランの届出について (通知)

令和 3 年 1 0 月 1 日から、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、その利用サービスに占める訪問介護の割合が高いケアプランのうち、保険者である出雲市がケアプランを指定し、その提出を求めた場合に、これを届け出る必要があります。

これは、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）に位置付けられた仕組みです。

なお、この仕組みはサービスの利用制限を目的とするものではありませんので、ご対応をお願いします。

### 1 対象となるケアプラン

厚生労働大臣が定める基準に規定する要件に該当するケアプランのうち、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和 3 年 1 0 月 1 日以降に作成または変更したケアプランで出雲市が提出を求めたもの

### 2 基準に規定する要件

区分支給限度基準額の利用割合が 7割以上、かつ、その利用サービスの 6割以上が訪問介護サービスである場合

### 3 提出が必要なケアプラン

提出が必要なケアプランを出雲市で指定し、該当の居宅介護支援事業所に個別に通知します。

#### 4 提出書類

- (1) 区分支給限度基準額及び  
訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出書
- (2) アセスメントシート
- (3) 居宅サービス計画書(1)「第1表」
- (4) 居宅サービス計画書(2)「第2表」
- (5) 居宅サービス計画書「第3表」
- (6) その他保険者が必要とするもの

#### 5 提出方法及び提出先

郵送または来庁により提出願います。

〒693-8530 出雲市今市町 70 番地

出雲市役所健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係

#### 6 その他

- (1) 届出内容について、問い合わせることがあります。
- (2) 点検結果については、後日郵送等によりお知らせする予定です。

#### 7 国通知及び根拠規定

- (1) 国通知
  - ・介護保険最新情報 Vol. 1006、Vol. 1009
- (2) 根拠規定
  - ・出雲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例  
(平成 30 年出雲市条例第 2 号)
  - ・「指定居宅介護支援等の事業の人員、運営に関する基準について」  
(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
  - ・「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に  
規定する厚生労働大臣が定める基準」の告示及び適用について  
(令和 3 年 9 月 14 日老発 0914 第 1 号厚生労働省老健局長通知)

NO	点検項目	概要	点検理由	検討内容	点検結果
1	手すりの形状	・階段状の勝手口に1本縦手すりを設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行をする際も机に手をつきながら歩行</li> <li>・両足のひざ下から足首まで腫れており、痛み有り</li> <li>・勝手口は一段17cmの階段が3段あり、踏み台は未設置</li> <li>・段差昇降時、壁等につかむものはなく、立位のままの移動は難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じホール内にある玄関の上がり框に設置してある両手すり付き踏み台を利用してもらうことで、本人の身体的負担も減り、安全に移動できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動線の改善をすれば、設置不要のため、申請を取下げ</li> </ul>
2	歩行器の貸与数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器3台を貸与中</li> <li>・退院時は歩行状態が不安定だったため、3台を以下の用途で使用していた</li> <li>歩行器①：屋外用</li> <li>歩行器②：日中屋内用</li> <li>歩行器③：夜間屋内用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中のベッドからトイレまでの移動は何も捕まらず移動可能</li> <li>・本人もリハビリに前向きであり、ケアマネ及び対象者家族いわく、退院時に比べて身体状況が改善している</li> <li>・夜間にトイレに行くこともある眠剤を使用した際、夜間及び早朝は動作に不安が残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立ち上がり動作、歩容、歩行速度も退院前と比べると回復している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器③の回収 (早朝や夜間の動作については、利用中のサービス事業者同士での情報共有を行い、不安定性を感じた場合、早急に適切なサービスを導入することとする)</li> <li>・トイレに向かう動作の中で、壁などに触る動作が見られたため、手すりの設置等の提案した</li> </ul>
3	手すりの形状 手すりの位置 手すりの数	・階段状の勝手口に1本横手すりを設置する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常に4点杖を使用し、小股での歩行</li> <li>・段差昇降時は、杖を支えにしている</li> <li>・動作確認の際に、息が上がっていた</li> <li>・勝手口の段差は高く、2段になっており、足元のスペースが狭い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇るときには後方へ重心がいき、降りる時は前方へかなり倒れ、ふらつきが多く、T字型手すりが適切だと判断</li> <li>・後方へ倒れないために昇りきったところに縦手すりの設置が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝手口の手すりの形状の変更及び追加設置 (水平横手すり→T字型てすり)</li> </ul>
4	手すりの位置 手すりの数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所に横手すりを設置する</li> <li>・トイレ前の廊下、トイレ出入口、トイレ内に手すりを設置する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者は歩行器を使用して移動をしている</li> <li>・夜間はベッド横のPトイレを使用する</li> <li>・ベッドからトイレへの移動や動作で息が上がリ、負荷が大きい そのため、台所へは移動していない (申請時は、何とか移動できていたとのこと)</li> <li>・トイレには片手すりが設置されており、それに両手で掴まって移動している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの入り口での動作において、現在は歩行器とレンタル手すりをつかまりながら方向転換や移動を行っており、トイレ前の廊下に横手すりを設けても使用しない可能性がある</li> <li>・さらに急激にADLが低下していると思われ、今後、車いすでの対応も視野に入れ、車いすの出入り等の妨げにならない配慮した改修が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所手すり及びトイレ前の廊下の手すりの申請を取り下げる</li> </ul>
5	歩行器の貸与数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器3台を貸与中</li> <li>・3台を以下の用途で使用していた</li> <li>歩行器①：前腕支持型(屋内)</li> <li>歩行器②：両手支持型(屋外)</li> <li>歩行器③：前腕支持型(デイ用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器を使用して一人で歩行が可能</li> <li>・骨折により、肩から腕にかけてプレートが入っている</li> <li>・敷居段差にはスロープを設置している</li> <li>・家の周辺を歩行器②を使用し、頻度は少ないが散歩を行うことが習慣になっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器①及び歩行器③について、本人の身体状況に適している</li> <li>・歩行器②について、その他の歩行器と比べ、不安定さはあるものの、本人の意欲を尊重し、習慣を継続させる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行器①~③については、継続して貸与する</li> <li>・敷居スロープの追加設置を提案した (点検時に本人の動線を再確認し、敷居スロープの追加設置が必要箇所が判明)</li> </ul>



### 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

#### (6) 令和5年度運営指導の状況及び令和6年度の主な介護報酬改定

出雲市では、介護保険法第23条に基づき、介護給付当サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、指定期間中の6年に1度、市内地域密着型サービス施設・事業所及び居宅介護支援事業所に対し、運営指導を実施しています。

##### 1. 指導概要

###### (1) 日程

指導実施の約1か月前に、担当者から日程調整の連絡をします。

基本的に平日9:00～11:00程度で実施します。

※指導状況によっては、時間の延長や資料の借用等をお願いすることがあります。

###### (2) 人数

高齢者福祉課介護給付係から2～3名の職員が指導に伺います。

施設・事業所側には、管理者、介護報酬請求事務担当者等のご対応をお願いします。

##### 2. 指導件数 (R5. 4. 1～R6. 2. 29)

(1) 地域密着型通所介護	11事業所
(2) 認知症対応型通所介護	2事業所
(3) 認知症対応型共同生活介護	6事業所
(4) (看護) 小規模多機能型居宅介護	5事業所
(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所
(6) 居宅介護支援	9事業所

##### 3. 留意事項

運営指導において、指摘が多かった事項をまとめました。

今後、運営指導等において同様の指摘を受けることがないよう、各項目に該当するものがあれば、速やかに改善を図ってください。

なお、運営・人員基準違反、加算算定要件である人員配置や研修実施等が適切に行われていない場合には、減算及び報酬返還等の対象となります。

### 3. 指摘が多い事項（運営指導事項）

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅	
1	運営推進会議	定期的な運営推進会議が開催されていない。	おおむね2月に1回以上、運営推進会議を実施し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第34条第1項
2	外部評価	定期的に外部の者による評価又は運営推進会議における評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	年に1回の評価を実施すること。また、評価結果を入居者及びその家族へ提供するほか、事業所内に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより開示すること。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項
3	勤務体制の確保等	作成されている勤務表が、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別・管理者との兼務等不明瞭である。	勤務時間等が明確にされた勤務表を作成すること。	○	○			○	○	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第3条の30第1項及び第2項他 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第19条第1項及び第2項
		法人の雇用形態（常勤や非常勤、兼務関係）を踏まえ勤務表が作成されている。	事業所ごとの従業員の勤務時間に合わせ、常勤や非常勤等雇用形態を明確にした勤務表を作成すること。		○					
		月ごとの勤務表が作成されていない。	原則として、月ごとの勤務表を作成すること。		○			○		
		辞令等の交付について、勤務場所や実態に即した勤務内容が明記されていない。	従業員の従事する勤務場所及び職種を明確にすること。	○	○					
4	ハラスメント対策	ハラスメントの対策や相談体制が整備されていない。	ハラスメント対策として、以下の措置を行うこと。 ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発。 ・ 相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備。		○	○	○	○	○	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第30条第4項他 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 第19条第4項
5	記録の整備	介護サービスを提供した際、提供したサービスの内容が記録されていない。	介護計画及びサービス提供の記録、身体的拘束等や事故等の内容を記録し、その完結の日から2年間保存すること。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第107条第2項

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等	
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅		
6	運営規程	運営規程に変更があったが、届出がされていない。	変更が生じた日から10日以内に変更届を提出すること。ただし、「従業者の職種、員数及び職務の内容」についての変更の届出は、年1回で足りることとする。		○			○		介護保険法78条の5	
7	重要事項説明書	当該事業所の重要事項説明書の取り交わしが行われな いまま、サービスが提供されている。	当該事業所の重要事項に関する規程の概要等を記した 文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得ること。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準第3条の 7他 指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準第4条	
		記載内容について運営規程と齟齬がある。	齟齬がないよう修正すること。	○					○		
		同意の日付や契約者名に記載漏れがあった。	適切に記載すること。	○	○						○
		以下の内容が記載されていない。 ・利用者負担割合（2～3割） ・事故発生時の対応 ・第三者評価の実施状況	適切に記載すること。	○	○	○	○				
		以下の内容に誤りがある。 ・職員人数や利用料金 ・苦情申立先や関係各機関の名称や連絡先	実態に即したものに都度更新を行うこと。	○	○	○	○	○	○		
8	非常災害対策	災害対策計画について ・避難経路や関係各機関の連絡先が記載されてい ない。 ・緊急連絡網等の職員名や利用者が更新されてい ない。	・速やかに具体的な計画を策定し、職員等に周知す ること。 ・職員の増減や利用者の利用開始及び終了時には、見 直しと更新を行うこと。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準第32条 他 消防法施行規則第3条	
		災害（火災、風水害、地震）に対する計画が策定され ていない。	速やかに具体的な計画を策定すること。					○			
		消火訓練及び避難訓練が年2回以上実施されてい ない。	必ず実施すること。					○	○		
9	職員研修	事業所内での職員研修の計画、（定期的な）実施がな されていない。	事業所内での職員研修は、必ず年度当初までに実施計 画を作成し、継続的に実施すること。特に加算算定要 件の研修については必ず行うこと。 なお、感染症対策により、職員が一堂に会する形式で の実施が難しいと判断される場合でも、少人数での研 修を複数回実施したり、ウェブ研修等の方法を用いて 対応すること。						○	指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準第30条 第3項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準 第19条第3項	
		研修の実施記録が作成、保管されていない。	研修実施後は、実施日、参加者、研修内容、研修実施 時に不在だった職員への資料回覧等を行ったことがわ かる内容の記録を作成し、保管すること。					○	○		
10	身体的拘束等の適正化	委員会の構成委員と実際の参加者が異なる。	実態に即した評価委員を選定し、開催すること。な お、事業所職員に加え、医療的意見の行える第三者や 専門家を活用した構成とすることが望ましい。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準第97条 第7項	

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅	
11	苦情処理	苦情マニュアル及び苦情処理体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置が明らかにされていない。	速やかに作成し、職員へ周知し情報共有を図ること。					○		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の36第1項
		苦情に関する記録が作成、保管されていない。	苦情を受け付けた場合は、当該苦情の受付日、内容等を必ず記録し、2年間保管すること。					○		
12	介護支援専門員の義務	アセスメントから必要性が見いだせないサービスをケアプランに設定している。	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅入所者等に対して不必要なサービスが提供されていないか確認すること。 入所者の心身状態・生活上の課題をアセスメントしたうえで必要なサービスを位置づけること。						○	介護保険法 第69条の34
13	事故発生時の対応	事故対応マニュアルが作成されていない。	マニュアルを整備すること。			○		○		指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の38 出雲市介護保険施設等における事故発生時の連絡及び報告に関する取扱要綱
		古い事故報告書の様式を使用している。	市ホームページに掲載している事故報告書の内容を確認し、市へ報告する事故が発生した場合は、市の様式を用いること。				○			
		市への報告が行われていない事故記録があった。			○		○	○		
14	緊急時等の対応	緊急時にどのように対応するかの具体的なマニュアルが作成されていない。	マニュアルを整備すること。		○					指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第12条
15	秘密保持	職員の退職後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の漏洩があった場合について、損害賠償等の必要な定めを置いていない。	就業規則又は入退職時の誓約書において、雇用中だけでなく、退職後の情報漏洩に関する賠償等（例えば違約金の定めを置く等）の必要な定めを置くこと。		○		○		○	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の33第2項他 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第23条第2項、第3項
		個人情報保護に関する利用者又はその家族の同意が得られていない。	サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得ること。						○	

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅	
16	居宅サービス計画の作成	医療サービスを利用利用者の居宅サービス計画が主治の医師等に交付されていなかった。	医療サービスを利用する際は、居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。				○			指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第19号の2
17	サービス計画	居宅サービス計画書と同じ内容で計画が作成されている。	居宅サービス計画書の内容を踏まえ、独自の目標設定や取組を検討し、記載すること。		○					指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第27条
		サービスの利用開始後に同意の取り交わしをしている。	同意の取り交わしは、必ず利用日以前に行うこと。		○					
18	サービスの質の評価	自ら提供するサービスの質の評価の取組が行われていない。	自己評価の方法を定め、質の評価を行い常にその改善を図ること。 自己評価の結果をサービスの質の改善につなげるよう努めること。		○				○	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第25条第2項 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第12条第2項
19	従業者の員数	有給休暇取得等により生活相談員及び介護職員の配置時間が不足している。	勤務時間が適切となるような勤務体制を組むこと。 (常勤換算法では、常勤の従業者の休暇等の期間を暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱う。)		○					指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項
20	訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプラン	訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランを市町村に届け出していない。	訪問介護利用の妥当性を検討し、ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載し、市町村に届け出ること。						○	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2、 「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」平成30年5月2日 厚生労働省告示第218号
21	定員の遵守	利用定員を超えて体験利用者を受け入れていた。	地域密着型通所介護の利用と体験利用を同時一体的に行う場合は、利用者の合計数が、当該事業所の利用定員を超えないように留意すること。		○					指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第31条

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅	
22	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	<u>アセスメント→居宅サービス計画原案作成→サービス担当者会議→居宅サービス計画の説明、同意及び交付</u> の手順が執られていない。	基本的にこのプロセスに応じて進めること。						○	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条  介護保険最新情報Vol.1178『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』（令和5年10月16日付）  介護保険最新情報Vol.958『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』（令和3年3月31日付）  介護保険最新情報Vol.1049『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について（介護保険最新情報Vol.958等の再周知）』（令和4年3月24日付）
		アセスメント情報が更新されていない。	アセスメント時点の情報になるよう記載内容を追記・修正すること。				○		○	
		計画中の目標が長期間更新されていない。	計画更新時には、設定した目標のフィードバックを実施し、それを踏まえて目標の内容を改善・修正すること。				○		○	
		目標の設定に利用者毎の違いが見られない。	目標設定は、利用者の個々の状況に応じて設定することが望ましいため、画一的にならないよう考慮すること。						○	
		サービス担当者会議が実施されていない。	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して、サービス担当者会議を実施すること。				○		○	
		モニタリングが実施されていない。	少なくとも1月に1回、利用者の居宅で面接を行い、 <u>モニタリング(継続的なアセスメント含む、ケアプランの実施状況の把握)</u> の結果を記録すること。						○	
		居宅サービス計画等について、入力漏れ、誤変換、誤字脱字、認定有効期間や目標期間の齟齬等散見された。	作成後は、利用者等へ交付する前に確認すること。				○		○	

#### 4. 指摘が多い事項（報酬指導事項）

No	項目	指摘事項	指導内容	指導を行った施設・事業所						根拠条文等	
				定巡	地デイ	認デイ	小多機	GH	居宅		
1	医療連携体制加算	事故や緊急時等の対応の際、看護師との連携体制やマニュアルの整備がされていない。	医療連携体制加算の算定時における具体的なサービスとして、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整等も想定されるため、医療面からの適切な援助が行えるよう取り決めること。						○		老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第2の6(9)
2	看取り介護加算	看取りに関する研修を行っていない。	加算の算定を行う場合は速やかに研修を実施すること。							○	厚生労働大臣が定める施設基準三十三（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
		看取りに関する指針に基づく介護を行う上で、利用者等に対する随時の説明に係る同意が確認できなかった。	看取り介護の実施にあたっては、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、説明し同意を得ること。							○	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等四十（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
3	処遇改善加算	賃金改善を行った従業者のうち辞令や労働条件通知書で当該事業所の介護職員と判断できなかった。	辞令等に当該事業所の介護職員であることを明記するなどの対応をとること。							○	厚生労働大臣が定める基準四十八（平成27年03月23日厚生労働省告示第95号）
		処遇改善計画書の提出時、職員への周知がなされていない。	計画書提出にあたっては、事前に改善計画の内容（賃金改善額、支給の方法等）を全従業者に周知し、周知したことが客観的にわかる資料を保管すること。							○	厚生労働大臣が定める基準六十等（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
4	看護職員配置加算	常勤・専従の（准）看護師の配置がなかった。	看護職員配置加算Ⅰを算定する場合、常勤かつ専従の看護師を配置（Ⅱの場合、常勤・専従の准看護師を配置）し、そのことが確認できる勤務形態一覧表を提出すること。							○	厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十七年三月二十三日）（厚生労働省告示第九十六号）二十九 指定小規模多機能型居宅介護における看護職員配置加算に係る施設基準
5	退院・退所加算	カンファレンスによる情報提供について、算定要件を満たしていない。	カンファレンスにより利用者に係る必要な情報提供を受ける場合は、4主体、実人数4人以上による共同指導が必要である。							○	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 老企発第36号 第3の14
6	特定事業所加算	研修計画の策定及び研修の実施がなされていない。	介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めること。							○	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について 老企第36号 第3の11
7	総合マネジメント体制強化加算	アセスメントが不十分であり、他職種による計画の見直しや地域住民等との交流についての記載が見られなかった。	登録者の状況等に応じ、多職種協働により、随時適切に計画の見直しを行うこと。また、日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加すること。	○							平成18年3月31日付老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号

## <令和6年度介護報酬改定>

### 1. 義務化される事項（経過措置期間があるものを含む）

#### (1) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

<全サービス共通>

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。（令和7年3月31日までの間は緩和措置あり。）

#### (2) 高齢者虐待防止の推進 <全サービス共通>

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

##### 【虐待の発生又はその再発を防止するための措置】

- ① 虐待防止検討委員会の開催、従業者に周知徹底すること
- ② 指針を整備すること
- ③ 研修の実施すること
- ④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと

#### (3) 「書面掲示」規制の見直し <全サービス共通>

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、事業所内での書面掲示に加え、ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。  
（令和7年4月1日から義務化。）

#### (4) 身体的拘束等の適正化の推進

<多機能系、訪問系、通所系サービス、居宅介護支援>

##### <多機能系サービス>

- ・以下の身体的拘束等の適正化の措置を義務付ける。
  - ① 委員会の開催
  - ② 指針の整備
  - ③ 研修の定期的な実施
- ・身体的拘束等の適正化の措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。（1年間の経過措置期間あり。）

##### <訪問系サービス、通所系サービス、居宅介護支援>

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

#### (5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

<居住系、多機能系、施設系サービス>

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。（3年間の経過措置期間あり。）



(6) 協力医療機関との連携体制の構築 <GH、地密特養>

<地密特養>

- ・以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける。(3年間の経過措置期間あり。)
- ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること
- ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること
- ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

<GH、地密特養>

- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者(利用者)の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。
- ・入所者(利用者)が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所(再入居)させることができるように努めること。

(7) 緊急時等における対応方法の定期的な見直し <地密特養>

介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(8) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

<GH、地密特養>

利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。

協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付ける。

(9) 介護保険施設における口腔衛生管理の強化 <地密特養>

介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者を利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。

## 2. 介護報酬改定のサービス種別毎の内容

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	定期巡回	地デイ	認デイ	小多機	看多機	G H	地密特養	居宅
居宅介護支援における特定事業所加算の見直し								○
居宅介護支援事業者が市から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い								○
他のサービス事業所との連携によるモニタリング								○
豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化		○	○					
総合マネジメント体制強化加算の見直し	○			○	○			
専門性の高い看護師による訪問看護の評価					○			
看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進					○			
入院、通院時情報連携加算の見直し								○
認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し						○		
配置医師緊急時対応加算の見直し							○	
介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知							○	
介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価							○	
協力医療機関との連携体制の構築						○	○	
協力医療機関との定期的な会議の実施						○	○	
入院時等の医療機関への情報提供						○	○	
介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し							○	
訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し	○				○			
情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価					○			
ターミナルケアマネジメント加算等の見直し								○
高齢者施設等における感染症対応力の向上						○	○	
施設内療養を行う高齢者施設等への対応						○	○	
新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携						○	○	
業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入	○	○	○	○	○	○	○	○
高齢者虐待防止の推進	○	○	○	○	○	○	○	○

身体的拘束等の適正化の推進	○	○	○	○	○			○
訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し	○							
通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し		○						
(看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化				○	○			
平時からの認知症の行動、心理症状の予防、早期対応の推進						○	○	
一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入								○
<b>2. 自立支援・重度化防止に向けた対応</b>	<b>定期巡回</b>	<b>地デイ</b>	<b>認デイ</b>	<b>小多機</b>	<b>看多機</b>	<b>GH</b>	<b>地密特養</b>	<b>居宅</b>
介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進							○	
リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し		○	○				○	
ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化								○
訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化	○							
介護保険施設における口腔衛生管理の強化							○	
退所者の栄養管理に関する情報連携の促進							○	
再入所時栄養連携加算の対象の見直し							○	
通所介護等における入浴介助加算の見直し		○	○					
ユニットケア施設管理者研修の努力義務化							○	
科学的介護推進体制加算の見直し		○	○	○	○	○	○	
自立支援促進加算の見直し							○	
A D L維持等加算、排せつ支援加算、褥瘡マネジメント加算等の見直し		○	○		○		○	
<b>3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり</b>	<b>定期巡回</b>	<b>地デイ</b>	<b>認デイ</b>	<b>小多機</b>	<b>看多機</b>	<b>GH</b>	<b>地密特養</b>	<b>居宅</b>
介護職員の処遇改善	○	○	○	○	○	○	○	
テレワークの取扱い	○	○	○	○	○	○	○	○
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け				○	○	○	○	
介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進				○	○	○	○	
認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し						○		

人員配置基準における両立支援への配慮	○	○	○	○	○	○	○	○
外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し		○	○	○	○	○	○	
管理者の責務及び兼務範囲の明確化	○	○	○	○	○	○	○	○
いわゆるローカルルールについて	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問看護等における24時間対応体制の充実	○							
退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化	○							
通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し		○						
ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化							○	
随時対応サービスの集約化できる範囲の見直し	○							
(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し				○	○			
公正中立性の確保のための取組の見直し								○
介護支援専門員1人当たりの取扱件数								○
<b>4. 制度の安定性・持続可能性の確保</b>	<b>定期巡回</b>	<b>地デイ</b>	<b>認デイ</b>	<b>小多機</b>	<b>看多機</b>	<b>G H</b>	<b>地密特養</b>	<b>居宅</b>
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント								○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し	○							
経過的な小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し							○	
<b>5. その他</b>	<b>定期巡回</b>	<b>地デイ</b>	<b>認デイ</b>	<b>小多機</b>	<b>看多機</b>	<b>G H</b>	<b>地密特養</b>	<b>居宅</b>
「書面掲示」規制の見直し	○	○	○	○	○	○	○	○
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化	○	○	○	○	○			○
特別地域加算の対象地域の見直し	○			○	○			○
通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化		○	○					
看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化					○			
基準費用額(居住費)の見直し							○	

## <令和3年度介護報酬改定>

### 1. 令和4年4月1日から義務化されたもの

#### (1) ハラスメント対策の強化 <全サービス共通>

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定されたもの。

なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

#### イ. 事業主が講ずべき措置の具体的内容

- a. 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- b. 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

#### ロ. 事業主が講じることが望ましい取組

- ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

<参考>厚生労働省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

- ・「介護現場におけるハラスメントマニュアル」
- ・「(管理職・職員向け)研修のための手引」

### 2. 令和6年4月1日から義務化されるもの（主なもの）

#### (1) 業務継続計画の策定等 <全サービス共通>

- ① 業務継続計画（感染症、災害）を策定すること
- ② 研修の実施すること
- ③ 訓練（シミュレーション）の実施すること

#### (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置<全サービス共通>

- ① 感染症対策委員会の開催、従業者に周知徹底すること
- ② 指針を整備すること
- ③ 研修の実施すること

#### (3) 虐待の防止に係る措置 <全サービス共通>

- ① 虐待防止検討委員会の開催、従業者に周知徹底すること
- ② 指針を整備すること
- ③ 研修の実施すること
- ④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ⑤ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加すること

#### (4) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

<地域密着型サービス（定期巡回を除く）、居宅介護支援を除く>

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。また、新採、中途採用を問わず、事業所が新規雇用した従事者に対する当該義務付けの適用については、1年間の猶予期間を設ける。

## 3. 介護サービスの質の確保と介護給付適正化について

### (7) 自立支援・重度化防止

本市が令和6年3月に策定した「第9期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、「住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を目標に、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域共生社会の実現に向けた施策を推進していくこととしています。

介護支援専門員のみなさまは、高齢者の自立支援・重度化防止を図り、医療・介護の連携を推進していくうえで、要の存在であり、本計画の実現のためにも大きな役割を担っていただいています。

本市では、介護支援専門員のみなさまが、質の高いケアマネジメントを実現するための支援として、「ケアマネジメントに関する基本方針」を定めています。

#### 1. 出雲市のケアマネジメントに関する基本方針

##### (1) 指定介護予防支援に関する基本方針について

指定介護予防支援に関する基本方針は、「出雲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年出雲市条例第36号）」の第3条、第32条及び第33条に定めています。

(基本方針)

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（指定介護予防支援の基本取扱方針）

第32条

（指定介護予防支援の具体的取扱方針）

第33条

## (2)指定居宅介護支援に関する基本方針について

指定居宅介護支援に関する基本方針は、「出雲市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年出雲市条例第24号）」の第3条、第14条及び第15条に定めています。

（基本方針）

- 第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条

## 2. ケアマネジメントの質の向上に向けた支援

### (1)第9期出雲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定

介護予防・生活支援・医療と介護の連携等、地域包括ケアシステムの推進に取組む方策等を第4～6章に記載しています。

- 第4章 地域包括ケアを支える機能の強化
  - 1 地域包括ケアシステムの更なる深化
  - 2 地域ケア会議の推進
  - 3 高齢者あんしん支援センターの機能強化

- 第5章 健康寿命の延伸・生きがいづくりの推進
  - 1 健康づくり・介護予防の推進
  - 2 在宅生活を支えるサービスの充実
  - 3 高齢者の社会参加と生きがいづくり

- 第6章 安心して暮らせるまちづくり
  - 1 在宅医療・介護の連携
  - 2 認知症ケアの推進
  - 3 高齢者の権利擁護
  - 4 安心できる住まい



## (2)ケアマネマニュアル～出雲市版～

出雲地域介護支援専門員協会、高齢者あんしん支援センター、出雲市が共同で制作しています。このケアマネマニュアルには、介護予防ケアマネジメントの詳細や多職種との連携等についても記載しています。

- 1 2 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）
- 1 3 出雲市の認知症ケア
- 1 4 高齢者あんしん支援センターの役割

※このマニュアルは、市ホームページに掲載しています。  
市トップページ>事業者の方>保健衛生・福祉  
>介護保険>ケアマネマニュアル（出雲市版）

## (3)ケアプラン点検

ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかについて、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、その普遍化を図り健全なる給付の実施を支援するために行うものです。

本市では、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から事前に提出された「居宅サービス計画書」等を基に、ケアプラン点検を実施します。

## (4)サービスの質の向上を図る指導

利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、サービスの質の確保・向上を図ることを目的とした指導として、「集団指導」と「運営指導」を実施します。

### 【集団指導】

介護保険事業者が適切なサービスを提供するために遵守すべき運営基準や報酬請求に関する事項、留意点等を伝達します。

### 【運営指導】

指定期間内に1回以上、事業所を訪問し、事前に提供された自己点検シートを基に書類確認とヒアリングによる運営指導と報酬請求指導を行います。

## (5)居宅介護支援における特定事業所加算

### ①趣旨

中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取組等を総合的に実施することにより質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、ケアマネジメントの質の向上に資することを目的としています。

## ②基本的取扱方針

- ・公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であること

こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、①に合致した適切な運用が図られるよう留意してください。

## ③算定基準

### ア 特定事業所加算（Ⅰ） 5 1 9 単位

- 1 常勤専従の主任介護支援専門員を 2 名以上配置
- 2 常勤専従の介護支援専門員を 3 名以上配置
- 3 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期開催
- 4 24 時間常時連絡できる体制を整備
- 5 利用者の総数のうち、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 40%以上
- 6 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- 7 地域包括支援センターから支援困難ケースを紹介された場合に、当該ケースの受託体制を整備
- 8 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加
- 9 特定事業所集中減算の適用なし

- 10 介護支援専門員 1 人当たり担当件数が 45 名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）算定の場合は 50 名未満）
- 11 介護支援専門員実務研修における実習等への協力又は協力体制を確保
- 12 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施
- 13 必要に応じて、インフォーマルサービスを組んだケアプランを作成

### イ 特定事業所加算（Ⅱ） 4 2 1 単位

- 1 ア 2、3、4 及び 6～13 の基準に適合すること
- 2 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置

### ウ 特定事業所加算（Ⅲ） 3 2 3 単位

- 1 ア 3、4 及び 6～13 の基準に適合すること
- 2 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置
- 3 常勤専従の介護支援専門員を 2 名以上配置

### エ 特定事業所加算（A） 1 1 4 単位

- 1 ア 3、4 及び 6～13 の基準に適合すること（ア 4、6、11 及び 12 の基準は連携先の居宅介護支援事業所と共同での対応可）
- 2 常勤専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置
- 3 常勤専従の介護支援専門員を 1 名以上配置
- 4 非常勤の介護支援専門員を 1 名以上配置（常勤換算方法で 1 以上）

## 特定事業所加算 算定要件

厚生労働省が定める基準	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(A)
(1) 常勤専従の主任介護支援専門員を配置している。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 常勤専従の介護支援専門員を配置している。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤 各1名以上
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。	○	○	○	○
(4) 24時間常時連絡できる体制を整備している。	○	○	○	○(連携可)
(5) 利用者の総数のうち、要介護3～5である者の占める割合が40%以上である。	○	—	—	—
(6) 介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施している。	○	○	○	○(連携可)
(7) 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	○	○	○	○
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障がい者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。	○	○	○	○
(9) 特定事業所集中減算を適用していない。	○	○	○	○
(10) 介護支援専門員1人当たり(常勤換算方法による)の担当件数が①又は②である。 ①居宅介護支援費(Ⅰ)を算定している場合 45件未満 ②居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合 50件未満	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。	○	○	○	○(連携可)
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	○	○	○	○(連携可)
(13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(インフォーマルサービス)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	○	○	○	○

## 4. 出雲市独自のサービスについて

### (1) 認知症グループホーム利用者負担軽減事業

#### 1. 月の途中で入院や外泊があった場合

- (1) 月の途中で入院や外泊があった場合でも、**実際に居住費を月額で請求される場合**、市への請求は、利用日数分の日額ではなく**月額**としてください。
- (2) 月途中で利用を開始・終了の場合や、月内に入院・外泊があった場合で居住費を日割で請求される場合は、市への請求も日割となります。

#### 2. 日割の請求額が月額上限を超える場合

月額以上の軽減額は請求できないため、負担軽減証明書には**月額**を記載して請求してください。

(例：負担段階が第3段階の利用者が、30日間日割で負担軽減を受ける場合、 $270 \text{円} \times 30 \text{日} = 8,100 \text{円}$ となるが、8,000円で請求)

#### 3. 請求書等の記載について

利用者へ請求明細書や領収書には、軽減を実施していることが確認できるよう、「出雲市認知症グループホーム利用者負担軽減事業」の名称及び負担軽減額を必ず記載してください。

#### 4. 負担軽減段階の変更について

所得修正や生活保護の受給開始によって、入所時の申請に対して通知した負担軽減段階が変更になることがあります。事業所側でこれらを把握した場合は、必ず高齢者福祉課にご連絡をお願いします。

#### 5. 生活保護を受給している(することとなった)第2号被保険者の利用者について

生活保護を受給している(することとなった)64歳までの利用者は、介護保険の適用がないため、負担軽減を受けることができません。年齢に注意してください。

#### 6. 負担軽減の適用期間について

軽減期間は、市へ申請をした日が属する月の初日からとなります。特に、月末に入所がある場合は、申請が遅れないよう注意してください。

## 7. 負担軽減証明書の記載方法について

認定された利用者負担段階ごとにまとめ、上から被保険者番号が小さいものから大きいものになるように記載してください。  
 ※自動で並び替えを行う様式をホームページに掲載します。

### 【記載見本】

認知症グループホーム利用者負担軽減証明書								
No	被保険者番号	被保険者氏名	サービス提供月	利用者負担段階	種別	利用日数 (日)	1日当たり軽減額(円) (日額の場合)	軽減総額(円)
1	1000000002	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	1	月額		400	12,000
2	1000000007	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	1	月額		400	12,000
3	1000000000	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	2	月額		330	10,000
4	1000000005	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	2	月額		330	10,000
5	1000000009	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	2	月額		330	10,000
6	1000000001	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	3	日額	15	270	4,050
7	1000000003	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	3	日額	10	270	2,700
8	1000000004	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	3	月額		270	8,000
9	1000000006	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	3	月額		270	8,000
10	1000000008	〇〇 〇〇	令和〇年〇月	3	月額		270	8,000
合計								84,750
上記のとおり相違ないことを証明します。								
令和 年 月 日				事業者名				
				代表者職・氏名				

## 4. 出雲市独自のサービスについて

### (2) (看護) 小規模多機能型居宅介護の独自報酬

#### 1. 算定要件について

(平成 25 年 4 月施行、令和 6 年(2024) 4 月 1 日一部改正)

区分	算定要件	単位数	種別	日割
加算Ⅰ (人員体制)	日中の時間帯において、人員配置基準上必要な介護従業者の数に、常勤換算方法で 1 を加えた数以上の介護従業者を配置している場合に算定する。	200 単位/月	体制 加算	有
加算Ⅱ (認知症)	認知症高齢者等の日常生活自立度Ⅱの要介護利用者(認知症加算対象者を除く。)を受け入れている場合に算定する。	200 単位/月	対象者 加算	有
加算Ⅳ (独居)	独居の利用者に対して、サービスの提供を行っている場合に算定する。ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者については算定しない。また、宿泊サービスの利用日数がその月において 15 日以上である月については、算定しない。なお、利用者以外の全世帯員が要介護 3 以上の場合は、独居に準ずるとして算定が可能。	200 単位/月	対象者 加算	有
【変更】 加算Ⅴ (提供回数)	<u>要件①</u> 1 月 60 回以上(2 月においては 56 回以上)の訪問サービスを提供する利用者を受け入れている場合に算定する。ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。 <u>要件②</u> 要介護 1 又は要介護 2 の利用者で、通いサービスと訪問サービスの回数を併せて週平均 10 回以上提供している。ただし、当該(看護)小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に居住する利用者に対する訪問サービスは対象としない。	<u>要件①又は②のどちらかを満たす場合</u> 合 200 単位/月 (どちらも満たす場合も 200 単位/月)	対象者 加算	有
【変更】 加算Ⅵ (要介護度)	<u>要件①</u> 適切な(看護)小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、利用者の要介護度区分が改善した場合(利用開始後 6 か月を経過した後)に算定する。 <u>要件②</u> 要介護 1 又は要介護 2 の利用者で、適切な(看護)小規模多機能型居宅介護計画に基づき提供されたサービスにより、要介護度区分を維持した場合(利用開始後 6 か月を経過した後)に算定する。	要件①を満たす場合 合 200 単位/月 要件②を満たす場合 合 100 単位/月	対象者 加算	有

(日割請求の場合は、基本報酬の日数に合わせる)

## 2. 算定サービスコード

### (1)小規模多機能型居宅介護

コード	名称	介護報酬基本点数
737103	小規模多機能型市町村独自加算 2	100
737107	小規模多機能型市町村独自加算 4	200
737111	小規模多機能型市町村独自加算 6	300
737115	小規模多機能型市町村独自加算 8	400
737119	小規模多機能型市町村独自加算 10	500
737123	小規模多機能型市町村独自加算 12	600
737127	小規模多機能型市町村独自加算 14	700
737131	小規模多機能型市町村独自加算 16	800
737135	小規模多機能型市町村独自加算 18	900
737139	小規模多機能型市町村独自加算 20	1,000
737102	小多機能市町村独自加算 1日割	2
737104	小多機能市町村独自加算 2日割	3
737106	小多機能市町村独自加算 3日割	5
737108	小多機能市町村独自加算 4日割	7
737110	小多機能市町村独自加算 5日割	8

コード	名称	介護報酬基本点数
737112	小多機能市町村独自加算 6日割	10
737114	小多機能市町村独自加算 7日割	12
737116	小多機能市町村独自加算 8日割	13
737118	小多機能市町村独自加算 9日割	15
737120	小多機能市町村独自加算 10日割	16
737122	小多機能市町村独自加算 11日割	18
737124	小多機能市町村独自加算 12日割	20
737126	小多機能市町村独自加算 13日割	21
737128	小多機能市町村独自加算 14日割	23
737130	小多機能市町村独自加算 15日割	25
737132	小多機能市町村独自加算 16日割	26
737134	小多機能市町村独自加算 17日割	28
737136	小多機能市町村独自加算 18日割	30
737138	小多機能市町村独自加算 19日割	31
737140	小多機能市町村独自加算 20日割	33

## (2)看護小規模多機能型居宅介護

コード	名称	介護報酬基本点数
777107	看護小規模市町村独自加算 4	200
777115	看護小規模市町村独自加算 8	400
777123	看護小規模市町村独自加算 1 2	600
777131	看護小規模市町村独自加算 1 6	800
777139	看護小規模市町村独自加算 2 0	1,000
777102	看護小規模市町村独自加算 1 日割	2
777104	看護小規模市町村独自加算 2 日割	3
777106	看護小規模市町村独自加算 3 日割	5
777108	看護小規模市町村独自加算 4 日割	7
777110	看護小規模市町村独自加算 5 日割	8
777112	看護小規模市町村独自加算 6 日割	10
777114	看護小規模市町村独自加算 7 日割	12
777116	看護小規模市町村独自加算 8 日割	13

コード	名称	介護報酬基本点数
777118	看護小規模市町村独自加算 9 日割	15
777120	看護小規模市町村独自加算 1 0 日割	16
777122	看護小規模市町村独自加算 1 1 日割	18
777124	看護小規模市町村独自加算 1 2 日割	20
777126	看護小規模市町村独自加算 1 3 日割	21
777128	看護小規模市町村独自加算 1 4 日割	23
777130	看護小規模市町村独自加算 1 5 日割	25
777132	看護小規模市町村独自加算 1 6 日割	26
777134	看護小規模市町村独自加算 1 7 日割	28
777136	看護小規模市町村独自加算 1 8 日割	30
777138	看護小規模市町村独自加算 1 9 日割	31
777140	看護小規模市町村独自加算 2 0 日割	33

※日割りの算定については、出雲市（看護）小規模多機能型居宅介護事業所の独自報酬に関する取扱要領の「3. 各加算要件に関する事項」内の各加算の「①算定についての取扱い」に規定しています。

※対象者ごとに、当該月における独自加算の合計単位数で請求してください。

例) 加算Ⅰと加算Ⅱ、加算Ⅳに該当する場合（小規模多機能型居宅介護）

→小規模多機能型市町村独自加算 1 2（サービスコード 737123） 600 単位を算定

例) 加算Ⅱ、加算Ⅳに該当する場合（日割）（小規模多機能型居宅介護）（15 日で利用終了）

→小規模多機能型市町村独自加算 8 日割（サービスコード 737116）

13 単位 × 15 日 = 195 単位を算定



## 5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

### (1) 災害対策の取組

#### 1. 業務継続に向けた取組の強化

令和3年度介護報酬改定において全ての介護サービス事業所(居宅療養管理指導、福祉用具販売を除く)を対象に義務付けられた業務継続に向けた計画等(BCP)の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)について、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了します。感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が必要な介護サービスを継続して受けられるよう、計画の策定だけでなく、研修や訓練の実施により、計画の見直しや修正をし、災害時等の備えをお願いします。

また、令和6年度からは、計画未策定事業者は減算対象となります(1年間減算猶予：訪問系、福祉用具貸与、居宅介護支援)。

#### (1) 業務継続計画策定(計画で策定する必要がある項目)

【感染症に係る業務継続計画】
①平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
②初動対応
③感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

【災害に係る業務継続計画】
①平時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
②緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制)
③他施設及び地域との連携

#### (2) 研修及び訓練(シミュレーション)

感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組む必要があります。研修及び訓練の実施にあたっては、全ての就業者が参加できるようにすることが望ましいとされています。

	研 修	訓練(シミュレーション)
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間で共有</li> <li>・平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所内の役割分担の確認</li> <li>・感染症や災害が発生した場合に実践するケアの講習等</li> </ul>
回数	年2回以上(GH・小特養)、年1回以上(他サービス、居宅介護支援)	

備考

※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

### (3) その他

業務継続計画の作成を支援するための研修動画や様式等が、厚生労働省ホームページに掲載されていますのでご活用ください。

厚生労働省HP > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉

> 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 2. 個別避難計画

近年の災害で多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があったことを踏まえ、災害時の避難支援等を実行性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効であるとされています。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されました。

市では、個別避難計画の作成にあたっては、避難に支援が必要な方について、各地区災害対策本部を中心に順次作成しますが、地区で作成が困難な方のうち、介護サービス等を利用されている方については、要介護度・障がい支援区分を参考に優先度が高い方から、介護支援専門員、相談専門員に作成を依頼しています。

## 3. 災害・感染症対策に関する研修について

これまでは、業務継続計画（BCP）の策定支援を中心とした研修等の開催を行ってまいりましたが、今後は、既存の計画の見直しや訓練等の実施を目的とした研修会の開催等を予定し、引き続き災害・感染症対策研修を行っていきます。

## 5. 自然災害・感染症対策に係る体制整備

### (2) 感染症防止対策の取組

#### 1. 感染症対策の強化

令和3年度介護報酬改定において、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務付けられ令和6年4月1日以降は義務化となります。

施設系サービス	現行（感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等）に加えて、 <u>訓練（シミュレーション）の実施</u>
その他の全サービス	<u>感染対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等</u>

#### (1) 感染対策委員会の開催

当該事業所における感染症の予防とまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図らなければなりません。

	構成	回数	備考
地域密着型サービス (特養のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該施設における感染対策委員会であり、幅広い職種により構成する。</li> <li>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。なお感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</li> </ul>	<p>おおむね3月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。</p>	<p>感染対策委員会は、運営委員会など施設内の他の委員会と独立して設置、運営することが必要であるが、基準第155条第1項第3号に規定する委員会と一体的に設置、運営することも差し支えない。</p>
地域密着型サービス (特養を除く) 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</li> <li>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。</li> </ul>	<p>おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催すること。</p>	<p>感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置、運営することとして差し支えない。 ※居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。</p>

## (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。想定される対策及び対応については下記のとおりです。

	平常時の対策	発生時の対応	備考
地域密着型サービス (特養のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）</li> <li>日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常観察項目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生状況の把握</li> <li>感染拡大の防止</li> <li>医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携</li> <li>行政等への報告</li> </ul>	※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要
地域密着型サービス (特養を除く) 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所内の衛生管理（環境の整備等）</li> <li>ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）</li> </ul>		

※なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」をご参照ください。

厚生労働省HP

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html))

## (3) 研修及び訓練（シミュレーション）

### ① 研修の実施

	内容	回数	備考
地域密着型サービス (特養)	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及、啓発</li> <li>当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な教育（<u>年2回以上</u>）を開催</li> <li>新規採用時に<u>必ず感染対策研修を実施すること。</u></li> </ul>	※研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用すること。
地域密着型サービス (特養を除く) 居宅介護支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な教育（<u>年1回以上</u>）を開催</li> <li>新規採用時に感染対策研修を実施することが<u>望ましい。</u></li> </ul>	

## ② 訓練（シミュレーション）

	内 容	回 数	備 考
地域密着型 サービス (特養)	感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習を実施	・定期的（年2回以上）に行う	※訓練の実施は、机上を含めその実施方法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
地域密着型 サービス (特養を除く) 居宅介護支援		・定期的（年1回以上）に行う	

## 2. 新型コロナウイルス感染症の対応について

介護施設・事業所等での新型コロナウイルス感染症の発生については、令和3年1月18日付事務連絡で通知した以降、市への感染状況の報告を求めていましたが、令和6年度から島根県においても、新型コロナウイルス感染症の対応が変更されることに伴い、本市においても、感染状況の報告は求めないこととします。

## 6. その他事項

### (1) 指定更新等の手続きについて

#### 1. 指定（更新）申請

##### (1) 指定申請書

- ・必ず、事前にご相談ください。
- ・地域密着型サービスは、別途、開設事前協議書を提出いただきますので、事業開始予定6月前までに相談ください。

提出期限	事業開始予定日の1か月前まで
提出書類	市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係
根拠法令等	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の2及び第115条の12 〔居宅介護支援〕 介護保険法第79条の2第1項

##### (2) 指定更新申請書

- ・指定事業者は、指定日（前回更新日）から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間満了により指定の効力を失います。

提出期限	有効期間満了日の2か月前から1か月前まで ※対象事業所へ市から事前に連絡します。
提出書類	市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係
根拠法令等	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の12及び第115条の21において準用される第70条の2の規定 〔居宅介護支援〕 介護保険法第79条の2第1項

## 2. 各種届出

### (1) 変更届

提出期限	変更が生じた日から10日以内
提出書類	市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係
根拠法令等	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5 介護保険法施行規則第131条の13 〔居宅介護支援〕 介護保険法第82条 介護保険法施行規則第133条

### (2) 休止（廃止）届

※必ず事前にご相談ください。

提出期限	休止または廃止する日の1か月前まで
提出書類	相談後、窓口にて届出書をお渡しいたします。
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係
根拠法令等	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5第2項 介護保険法施行規則第131条の13第2項 〔居宅介護支援〕 介護保険法第82条第2項 介護保険法施行規則第133条第2項

### (3) 再開届

※必ず事前にご相談ください。

提出期限	再開後10日以内
提出書類	相談後、窓口にて届出書をお渡しいたします。
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係
根拠法令等	〔地域密着型サービス〕 介護保険法第78条の5第1項 介護保険法施行規則第131条の13第3項 〔居宅介護支援〕 介護保険法第82条 介護保険法施行規則第133条

### ◆市高齢者福祉課からの周知方法

1. 原則、メール送信による周知とします。  
通信環境設備が無い、緊急度が高いなど、特段の事情がある場合を除く。
  2. 件名は「【出雲市】□□□□□□□□について」となります。
  3. 発信元アドレスは「[○○○○@city.izumo.shimane.jp](mailto:○○○○@city.izumo.shimane.jp)」です。○○○○には、担当者名が入ります。
- ※メールアドレスを変更された場合や未登録の場合は、必ず市高齢者福祉課へお知らせください。  
(TEL : 0853-21-6972 [kourei@city.izumo.shimane.jp](mailto:kourei@city.izumo.shimane.jp))

(4) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）

サービス種別	地域密着型サービス（GH、特養）	居宅介護支援 地域密着型サービス（GH、特養以外）
算定開始月	届出が受理された日が属する月の翌月から算定 （届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）	届出が毎月15日以前⇒翌月から算定 届出が毎月16日以降⇒翌々月から算定
提出期限	加算を算定する月の初日まで ※加算の算定終了の場合は、上記期限に拘らず速やかに届出を提出してください。	加算を算定する前月の15日まで
提出書類	市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。	
提出先	出雲市健康福祉部高齢者福祉課 介護給付係	

(5) 業務管理体制整備に関する届出

介護事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定等を受けている事業所数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届出する必要があります。市ホームページに掲載している様式をダウンロードしてください。

◆業務管理体制で必要な届出事項

事業所の数	法令遵守責任者の選任	法令遵守規定の整備	業務執行の状況の監査を定期的 に実施
1以上20未満	○	—	—
20以上100未満	○	○	—
100以上	○	○	○

◆業務管理体制の届出先

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の区域に所在する事業者	厚生労働省 老健局
事業所等が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者	主たる事業所の所在する都道府県
すべての事業所等が同一指定都市内に所在する事業者	指定都市
すべての事業所等が同一中核市内に所在する事業者	中核市
地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者で、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
上記以外の事業者	都道府県



## (1) 地域密着型サービス事業所

市ホームページ様式掲載先 トップページ > 事業者向け > 保健衛生・福祉 > 介護保険  
> 介護保険地域密着型サービス事業者の各種申請（指定申請・更新・変更）について

## 認知症対応型共同生活介護

No.	事業者番号	介護 予防	事業所名	事業者		介護指定 (更 新)年月日	介護満了 年月日	予防指定 (更 新)年月日	予防満了 年月日
				法人種別	法人名称				
1	3270300092	○	あかねの里 認知症対応型共同生活介護事業所	社会福祉法人	ほのぼの会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
2	3270300167	○	グループホーム 四季彩	有限会社	佐香	R4. 4. 14	R10. 4. 13	R4. 4. 14	R10. 4. 13
3	3270300191	○	グループホームハートキュアひらた	有限会社	ハートキュアエム	R4. 6. 21	R10. 6. 20	R4. 6. 21	R10. 6. 20
4	3270400314	○	グループホーム 寿生の家	医療法人	壽生会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
5	3270400322		グループホームことぶき園	社会福祉法人	ことぶき福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	-	-
6	3270400595		認知症高齢者グループホーム 寿生の丘	社会福祉法人	出雲南福祉会	R3. 5. 2	R9. 5. 1	-	-
7	3270400694	○	ハートフルおやま	社会福祉法人	島根県社会福祉事業団	R4. 4. 1	R10. 3. 31	R4. 4. 1	R10. 3. 31
8	3270400710		グループホームひだまり	社会福祉法人	ひまわり福祉会	R4. 4. 21	R10. 4. 20	-	-
9	3270400900	○	グループホームたくひの里	有限会社	Up well	R5. 6. 20	R11. 6. 19	R5. 6. 20	R11. 6. 19
10	3270400967	○	認知症高齢者グループホーム 宇賀の杜 楽舎	有限会社	楽舎	R6. 3. 11	R12. 3. 10	R6. 3. 11	R12. 3. 10
11	3271600458	○	グループホーム 萌	有限会社	美奈須	R4. 4. 12	R10. 4. 11	R4. 4. 12	R10. 4. 11
12	3271600524	○	グループホーム 暖談	株式会社	ピュアライフ島根	R4. 10. 15	R10. 10. 14	R4. 10. 15	R10. 10. 14
13	3271600607	○	グループホーム さくらんぼ	有限会社	三幸	R5. 9. 1	R11. 8. 31	R5. 9. 1	R11. 8. 31
14	3290400088	○	グループホーム やまもも	有限会社	伊野本陣	H31. 2. 28	R7. 2. 27	H31. 2. 28	R7. 2. 27
15	3290400112	○	グループホーム はなんばの里	社会福祉法人	多伎の郷	H31. 4. 16	R7. 4. 15	H31. 4. 16	R7. 4. 15
16	3290400138	○	出雲ケアセンターそよ風	株式会社	SOYOKAZE	R1. 8. 1	R7. 7. 31	R1. 8. 1	R7. 7. 31
17	3290400146	○	グループホーム稗原	株式会社	さくら	R1. 9. 1	R7. 8. 31	R1. 9. 1	R7. 8. 31
18	3290400153	○	認知症高齢者グループホーム 宇賀の里 楽舎	有限会社	楽舎	R2. 1. 16	R8. 1. 15	R2. 1. 16	R8. 1. 15
19	3290400161	○	認知症対応型共同生活介護グループホームかんの里	社会福祉法人	神門福祉会	R2. 2. 1	R8. 1. 31	R2. 2. 1	R8. 1. 31
20	3290400179	○	グループホーム なかだ浜山の里	有限会社	なかだ	R2. 3. 1	R8. 2. 28	R2. 3. 1	R8. 2. 28
21	3290400187	○	グループホーム せせらぎの家	社会福祉法人	やまゆり	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
22	3290400211	○	グループホーム すいせん渡橋	株式会社	ハピネライフー光	R5. 9. 1	R11. 8. 31	R5. 9. 1	R11. 8. 31
23	3290400245	○	サンキ・ウエルビィ グループホーム出雲	株式会社	サンキ・ウエルビィ	R2. 10. 1	R8. 9. 30	R2. 10. 1	R8. 9. 30
24	3290400278		グループホーム 笑庵ことぶき	社会福祉法人	ことぶき福祉会	R3. 5. 1	R9. 4. 30	-	-
25	3290400294	○	グループホーム さらさの家	株式会社	建装	R3. 7. 12	R9. 7. 11	R3. 7. 12	R9. 7. 11
26	3290400385	○	グループホーム出東ララ	社会福祉法人	出東福祉会	H31. 4. 1	R7. 3. 31	H31. 4. 1	R7. 3. 31
27	3290400393	○	グループホーム北陽	株式会社	育川	H31. 4. 1	R7. 3. 31	H31. 4. 1	R7. 3. 31
28	3290400401	○	グループホームきづきの家	社会福祉法人	きづき会	H31. 4. 1	R7. 3. 31	H31. 4. 1	R7. 3. 31
29	3290400419	○	グループホームしあわせの里	社会福祉法人	ほのぼの会	R1. 5. 1	R7. 4. 30	R1. 5. 1	R7. 4. 30
30	3290400427	○	グループホーム風の丘	株式会社	みなとの丘グループ	R1. 8. 26	R7. 8. 25	R1. 8. 26	R7. 8. 25
31	3290400450	○	グループホームもくれん	株式会社	もくれん	R2. 1. 30	R8. 1. 29	R2. 1. 30	R8. 1. 29
32	3290400476	○	グループホーム大社	社会福祉法人	縁むすび福祉会	R2. 9. 1	R8. 8. 31	R2. 9. 1	R8. 8. 31
33	3290400609	○	グループホーム 暖らん	社会福祉法人	星隆会	H31. 4. 19	R7. 4. 18	H31. 4. 19	R7. 4. 18
34	3290400617	○	グループホーム緑	株式会社	ピュアライフ島根	R1. 5. 1	R7. 4. 30	R1. 5. 1	R7. 4. 30
35	3290400633	○	けあビジョンホーム出雲	株式会社	ビジュアルビジョン	R1. 12. 1	R7. 11. 30	R1. 12. 1	R7. 11. 30
36	3290400641	○	グループホーム柳緑の里	株式会社	ラッシュ	R2. 3. 23	R8. 3. 22	R2. 3. 23	R8. 3. 22
37	3290400666	○	グループホーム 水の元	株式会社	結水織	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
38	3290400690	○	グループホーム 湖水苑	社会福祉法人	壽光会	R3. 3. 30	R9. 3. 29	R3. 3. 30	R9. 3. 29
39	3290400682	○	グループホーム くらすところ御はつ	株式会社	おはつ	R3. 3. 31	R9. 3. 30	R3. 3. 31	R9. 3. 30

認知症対応型通所介護

No.	事業者番号	介護 予防	事業所名	事業者		介護指定 (更)	介護満了 年月日	予防指定 (更)	予防満了 年月日
				法人種別	法人名称				
1	3270400181		やすらぎの家デイサービスセンター	社会福祉法人	やすらぎ福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	-	-
2	3270400306	○	みのるデイサービスセンター	社会福祉法人	ひまわり福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 10. 1	R8. 9. 30
3	3270400603	○	老人デイサービス 寿生の丘	社会福祉法人	出雲南福祉会	R2. 11. 20	R8. 11. 19	R2. 11. 20	R8. 11. 19
4	3270400686		デイサービスセンター小山	社会福祉法人	島根県社会福祉事業団	H28. 4. 1	R10. 3. 31	-	-
5	3270400983	○	認知症高齢者デイサービス 宇賀の杜 楽舎	有限会社	楽舎	R6. 3. 11	R12. 3. 10	R6. 3. 11	R12. 3. 10
6	3290400104	○	デイサービスセンター やまもも	社会福祉法人	多伎の郷	H31. 4. 16	R7. 4. 15	H31. 4. 16	R7. 4. 15
7	3290400328		通所介護 くらにしの家	株式会社	蔵西	R4. 9. 1	R10. 8. 31	-	-
8	3271600144	○	出東デイサービスセンターはなはうす 【休止中】	社会福祉法人	出東福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
9	3290400468	○	デイサービス金太郎の家さざんか	社会福祉法人	金太郎の家	R2. 4. 1	R8. 3. 31	R2. 4. 1	R8. 3. 31
10	3290400518	○	認知症対応型通所介護かんの里	社会福祉法人	神門福祉会	R4. 10. 16	R10. 10. 15	R4. 10. 16	R10. 10. 15

小規模多機能型居宅介護

No.	事業者番号	介護 予防	事業所名	事業者		介護指定 (更)	介護満了 年月日	予防指定 (更)	予防満了 年月日
				法人種別	法人名称				
1	3290400021		小規模多機能型居宅介護施設 おんぼ らと	医療法人	エスポアル出雲クリニック	H30. 9. 1	R6. 8. 31	-	-
2	3290400054		セカンド・サロンえるだー	有限会社	えるだー	H30. 12. 12	R6. 12. 11	-	-
3	3290400062	○	小規模多機能型居宅介護 もくせい	有限会社	伊野本陣	H31. 2. 28	R7. 2. 27	R1. 8. 12	R7. 8. 11
4	3290400120		あすなろ多機能型居宅介護施設	社会福祉法人	あすなろ会	R1. 5. 1	R7. 4. 30	-	-
5	3290400203	○	小規模多機能ホーム やわらぎ渡橋	株式会社	ハビネライフー光	R5. 9. 1	R11. 8. 31	R5. 9. 1	R11. 8. 31
6	3290400237	○	小規模多機能型居宅介護かんの里	社会福祉法人	神門福祉会	R2. 5. 16	R8. 5. 15	R2. 5. 16	R8. 5. 15
7	3290400252		サンキ・ウエルビィ 小規模多機能セ ンター出雲	株式会社	サンキ・ウエルビィ	R2. 10. 1	R8. 9. 30	-	-
8	3290400302	○	小規模多機能ホーム さらさの家	株式会社	建装	R3. 7. 12	R9. 7. 11	R3. 7. 12	R9. 7. 11
9	3290400310	○	小規模多機能ホーム ハッピーハウス	株式会社	コスモス	R4. 7. 15	R10. 7. 14	R4. 7. 15	R10. 7. 14
10	3290400344	○	小規模多機能型居宅介護事業所 山ぼ うし	株式会社	ミシマ産業	R5. 3. 8	R11. 3. 7	R5. 3. 8	R11. 3. 7
11	3291600017	○	小規模多機能ホーム ひより	株式会社	ひより	R2. 10. 1	R8. 9. 30	R2. 10. 1	R8. 9. 30
12	3290400369	○	小規模多機能ホーム 直江の家	株式会社	直江の家	R6. 4. 1	R12. 3. 31	R6. 4. 1	R12. 3. 31
13	3290400435	○	小規模多機能ひかりの丘【休止中】	株式会社	みなとの丘グループ	R1. 8. 26	R7. 8. 25	R1. 8. 26	R7. 8. 25
14	3290400443	○	小規模ホームもくれん	株式会社	もくれん	R1. 11. 22	R7. 11. 21	R1. 11. 22	R7. 11. 21
15	3290400500	○	小規模多機能ホーム きいちご倶楽部	社会福祉法人	星隆会	R4. 4. 1	R10. 3. 31	R4. 4. 1	R10. 3. 31
16	3290400534		小規模多機能型居宅介護M I L K新	株式会社	Care Innovation	R5. 4. 20	R11. 4. 19	-	-

看護小規模多機能型居宅介護

No.	事業者番号	事業所名	事業者		介護指定 (更)	介護満了 年月日	予防指定 (更)	予防満了 年月日
			法人種別	法人名称				
1	3290400542	ひかわ生協 看護小規模多機能事業所 みな み	生活共同組合	ひかわ医療生活協同組合	R5. 8. 1	R11. 7. 31	-	-

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

No.	事業者番号	事業所名	事業者		介護指定 (更)	介護満了 年月日	予防指定 (更)	予防満了 年月日
			法人種別	法人名称				
1	3290400351	清流園 地域密着型介護老人福祉施設	社会福祉法人	静和会	R6. 4. 1	R12. 3. 31	-	-
2	3290400377	特別養護老人ホームかんの里	社会福祉法人	神門福祉会	R6. 4. 16	R12. 4. 15	-	-
3	3290400484	特別養護老人ホーム サテライトおやま	社会福祉法人	島根県社会福祉事業団	R3. 4. 1	R9. 3. 31	-	-

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No.	事業者番号	事業所名	事業者		介護指定 (更)	介護満了 年月日	予防指定 (更)	予防満了 年月日
			法人種別	法人名称				
1	3290400492	ひかわ生協 定期巡回随時対応型訪問 介護看護事業所 かざぐるま	生活共同組合	ひかわ医療生活協同組合	R3. 9. 1	R9. 8. 31	-	-
2	3290400658	薫風24ヶアサポートセンター	社会福祉法人	出雲南福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31	-	-

地域密着型通所介護

No.	事業者番号	総合事業	事業所名	事業者		指定(更新)年月日	満了年月日	(総合事業)指定(更新)年月日	(総合事業)満了年月日
				法人種別	法人名称				
1	3270400538	○	ハビネデイサービスセンター出雲	株式会社	ハビネライフ光	R5.9.1	R11.8.31	R5.9.1	R11.8.31
2	3270401114	○	ケアサポート相生	社会福祉法人	壽光会	R6.4.1	R12.3.31	R6.4.1	R12.3.31
3	3270401171	○	えきまえデイサービス夢のむら	有限会社	ケアサービス出雲	H30.10.10	R6.10.9	R6.4.1	R12.3.31
4	3270401288	○	通所介護 長浜味覚亭	株式会社	蔵西	R1.11.17	R7.11.16	R1.11.17	R7.11.16
5	3270401361	○	通所 やまゆり	社会福祉法人	やまゆり	R2.4.1	R8.3.31	R2.4.1	R8.3.31
6	3270401387	○	通所 こもれびの家【休止中】	社会福祉法人	やまゆり	R2.4.1	R8.3.31	R2.4.1	R8.3.31
7	3270401403	○	通所 かがやきの家	社会福祉法人	やまゆり	R2.4.1	R8.3.31	R2.4.1	R8.3.31
8	3270401411	○	デイサービス 寿生の家	医療法人	壽生会	R2.4.1	R8.3.31	R2.4.1	R8.3.31
9	3270401437	○	デイサービス ゆうらいふ	株式会社	ライフサポート	R2.5.1	R8.4.30	R2.5.1	R8.4.30
10	3270401528	○	デイサービスもくれん	株式会社	もくれん	R3.5.11	R9.5.10	R6.4.1	R12.3.31
11	3270401551	○	出雲市里家センター	株式会社	蔵西	R3.8.1	R9.7.31	R3.8.1	R9.7.31
12	3270401635	○	デイサービス なすの花	株式会社	スマイル・ガーデン	R3.11.10	R9.11.9	R3.11.10	R9.11.9
13	3270401650	○	デイサービスゆうゆう広場	株式会社	エイコー電子工業	R4.4.1	R10.3.31	R4.4.1	R10.3.31
14	3270401882		笑庵ことぶき通所介護事業所【休止中】	社会福祉法人	ことぶき福祉会	R6.1.1	R11.12.31	-	-
15	3270401916	○	介護予防センター 早稲田イーライフきらり	株式会社	中林建築設計事務所	R6.2.1	R12.1.31	R6.2.1	R12.1.31
16	3270401965	○	デイサービスもくれん・荒茅	株式会社	もくれん	R6.3.1	R12.2.28	R6.3.1	R12.2.28
17	3270402047	○	デイサービス ひまり	株式会社	ひまり	H30.9.1	R6.8.31	R6.4.1	R12.3.31
18	3270402120	○	デイサービス グッドライフ	株式会社	コスモス	H30.11.22	R6.11.21	R6.4.1	R12.3.31
19	3270402138		あんのんの里川跡	株式会社	ハート	H30.12.1	R6.11.30	-	-
20	3270402310	○	介護予防センター 早稲田イーライフ出雲	株式会社	中林建築設計事務所	R1.7.1	R7.6.30	R6.4.1	R12.3.31
21	3270402336	○	ココ・リハ平田	株式会社	建装	R1.8.1	R7.7.31	R1.8.1	R7.7.31
22	3270402419	○	デイサービス金太郎の家やまぶき	社会福祉法人	金太郎の家	R2.4.1	R8.3.31	R2.4.1	R8.3.31
23	3270402534		茶話本舗デイサービス出雲	株式会社	ドリームシアター	R2.10.1	R8.9.30	-	-
24	3270402641	○	デイサービス さくら	有限会社	ブライム	R3.4.13	R9.4.12	R3.4.13	R9.4.12
25	3270402666	○	ウェルファ出雲 デイサービスセンターかえで	株式会社	ボンウェルフェア	R3.7.1	R9.6.30	R3.7.1	R9.6.30
26	3270402757	○	デイサービスセンター みなとの丘【休止中】	株式会社	みなとの丘グループ	R4.1.1	R9.12.31	-	-
27	3270402781	○	NPO法人たすけあい平田デイサービスセンターさわやか	特定非営利活動法人	たすけあい平田	R4.3.30	R10.3.29	R4.3.30	R10.3.29
28	3271600565	○	デイサービス 向日葵の家	有限会社	司	R5.6.1	R11.5.31	R5.6.1	R11.5.31
29	3271600656	○	ひかわ生協デイサービス ふらみんご【休止中】	生活共同組合	ひかわ医療生活共同組合	R1.5.1	R7.4.30	H30.4.1	R6.3.31
30	3271600664	○	デイサービス新川	株式会社	ハビネライフ光	R2.8.1	R8.7.31	R2.8.1	R8.7.31
31	3290400526	○	デイサービスMILK新	株式会社	Care Innovation	R5.4.20	R11.4.19	R5.4.20	R11.4.19
32	3290400567	○	デイサービス こひまり	株式会社	ひまり	R5.8.1	R11.7.31	R5.8.1	R11.7.31
33	3290400583	○	フロディいずも	合同会社	フロディ出雲	H30.10.22	R6.10.21	R2.1.1	R7.12.31
34	3290400625	○	あんのん	株式会社	ハート	R1.6.27	R7.6.26	R1.8.8	R7.8.7
35	3290400674	○	穂なみデイサービスセンター ひかわ	特定非営利活動法人	コミュニティサポートいずも	R2.10.1	R8.9.30	R2.10.1	R8.9.30
36	3290400708	○	稗原デイサービスセンターやまゆり	社会福祉法人	やまゆり	R3.5.10	R9.5.9	R3.5.10	R9.5.9
37	3290400716	○	デイサービスセンター高砂	株式会社	高砂屋	R3.5.17	R9.5.16	R3.5.17	R9.5.16
38	3290400724	○	穂なみデイサービスセンターみなみ	特定非営利活動法人	コミュニティサポートいずも	R3.10.1	R9.9.30	R3.10.1	R9.9.30
39	3290400732	○	連珠 出雲四絡	株式会社	マリーナ	R3.11.1	R9.10.31	R3.11.1	R9.10.31
40	3290400740	○	アクティブDAYいぶき	社会福祉法人	金太郎の家	R4.2.1	R10.1.31	R4.2.1	R10.1.31
41	3290400757	○	穂なみデイサービスセンターひらた	特定非営利活動法人	コミュニティサポートいずも	R4.9.1	R10.8.31	R4.9.1	R10.8.31
42	3290400765	○	デイサービスセンター翔雲	株式会社	高砂屋	R4.12.1	R10.11.30	R4.12.1	R10.11.30
43	3290400773	○	ブライム清流園通所介護事業所	社会福祉法人	静和会	R5.6.1	R11.5.31	R5.6.1	R11.5.31

No.	事業者番号	総合事業	事業所名	事業者		指定(更新)年月日	満了年月日	(総合事業)指定年月日	(総合事業)満了年月日
				法人種別	法人名称				
44	3290400781	○	デイサービス 春の野	株式会社	HOLY	R5. 7. 12	R11. 7. 11	R5. 8. 1	R11. 7. 31
45	32A0400036	○	ココ・リハ中ノ島	株式会社	建装	-	-	R5. 10. 1	R11. 9. 30
46	3290400799	○	あんのん大社	株式会社	ハート	R6. 1. 22	R12. 1. 21	R6. 1. 22	R12. 1. 21
47	3271600144	○	出東デイサービスセンター	社会福祉法人	出東福祉会	R6. 4. 1	R12. 3. 31	R6. 4. 1	R12. 3. 31

(2) 居宅介護支援事業所

市ホームページ様式掲載先 トップページ > 事業者向け > 保健衛生・福祉 > 介護保険 > 居宅介護支援事業所の各種申請(指定申請・更新・変更)等について

No.	事業者番号	事業所名	事業者		指定(更新)年月日	満了年月日
			法人種別	法人名称		
1	3271600011	ケアプラン サン・スマイル	社会福祉法人	恵寿会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
2	3270400017	株式会社 ホームケアー島根	株式会社	ホームケアー島根	R2. 4. 1	R8. 3. 31
3	3270400033	清流園在宅介護支援センター	社会福祉法人	静和会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
4	3270400025	ひまわり園介護支援センター	社会福祉法人	ひまわり福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
5	3271600029	たき居宅介護支援事業所	社会福祉法人	多伎の郷	R2. 4. 1	R8. 3. 31
6	3271600045	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷湖陵	社会福祉法人	J A いずも福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
7	3211610054	ひかわ生協 指定居宅介護支援事業所	生活協同組合	ひかわ医療生活協同組合	R2. 4. 1	R8. 3. 31
8	3271600078	いなさ園居宅介護支援事業所	社会福祉法人	きづき会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
9	3270400157	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷出雲	社会福祉法人	J A いずも福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
10	3270400207	寿生在宅介護相談センター	医療法人	壽生会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
11	3271600169	なのはな園 居宅介護支援事業所	社会福祉法人	島根ライトハウス	R2. 4. 1	R8. 3. 31
12	3210412528	出雲市民病院 居宅介護支援事業所	生活協同組合	出雲医療生活協同組合	H31. 4. 1	R7. 3. 31
13	3270400165	有限会社ケアサービス出雲	有限会社	ケアサービス出雲	R2. 4. 1	R8. 3. 31
14	3270402575	J A しまね斐川介護センター	農業協同組合	島根県農業協同組合	R3. 3. 1	R9. 2. 28
15	3270400439	もくもく苑居宅介護支援事業所	社会福祉法人	おおつか福祉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
16	3260490044	高鳥クリニック 地域リハビリテーションセンター 居宅介護支援事業所	医療法人	岡倉会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
17	3270400355	あすなる指定居宅介護支援事業所	社会福祉法人	あすなる会	R2. 4. 1	R8. 3. 31
18	3270400454	サンキ・ウエルビィ介護センター出雲	株式会社	サンキ・ウエルビィ	R2. 6. 15	R8. 6. 14
19	3270300118	N P O 法人 たすけあい平田	特定非営利活動法人	たすけあい平田	R4. 12. 1	R10. 11. 30
20	3270300233	まんだ居宅介護支援事業所	社会福祉法人	ほのぼの会	R4. 12. 1	R10. 11. 30
21	3270300217	有限会社カワセ居宅介護支援事業所	有限会社	カワセ	R4. 12. 1	R10. 11. 30
22	3270300225	るんびにい苑居宅介護支援事業所	社会福祉法人	真心会	R4. 12. 1	R10. 11. 30
23	3270300241	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷平田	社会福祉法人	J A いずも福祉会	R5. 1. 1	R10. 12. 31
24	3270300258	いきいきプラン居宅介護支援事業所	有限会社	いきいきライフ	R5. 3. 1	R11. 2. 28
25	3270400975	居宅介護支援事業所 湖水苑	社会福祉法人	壽光会	R6. 2. 15	R12. 2. 14
26	3270401031	社会福祉法人 J A いずも福祉会 みどりの郷大社	社会福祉法人	J A いずも福祉会	R6. 3. 27	R12. 3. 26
27	3270401056	山根居宅介護支援事業所	合同会社	さんくす	R6. 3. 16	R12. 3. 15
28	3270401064	指定居宅介護支援事業所 エスポアール	医療法人	エスポアール出雲クリニック	R6. 4. 1	R12. 3. 31
29	3270401254	出雲ケアセンターそよ風	株式会社	SOYOKAZE	R1. 8. 1	R7. 7. 31
30	3270401304	やまゆり居宅介護支援事業所	社会福祉法人	やまゆり	R2. 4. 1	R8. 3. 31
31	3270401429	ケアプラン蔵西	株式会社	蔵西	R2. 4. 15	R8. 4. 14
32	3271600565	ケアプラン向日葵の家	有限会社	司	R2. 6. 1	R8. 5. 31
33	3270401452	浜山介護支援センター【休止中】	有限会社	スギタニ	R2. 9. 1	R8. 8. 31
34	3270401536	ケアサービスひらた	有限会社	矢田商店	R3. 5. 20	R9. 5. 19
35	3270401684	介護の森山	合同会社	介護の森山	R4. 7. 1	R10. 6. 30
36	3270401700	介護のよろず相談所 もくれん	株式会社	もくれん	R4. 9. 1	R10. 8. 31

No.	事業者番号	事業所名	事業者		指定（更新）年月日	満了年月日
			法人種別	法人名称		
37	3270401734	石野居宅介護支援事業所	合同会社	ケア・プラン石野	R4. 10. 1	R10. 9. 30
38	3270402740	居宅介護支援事業所 みなとプラン【休止中】	株式会社	みなとの丘グループ	R4. 1. 1	R9. 12. 31
39	3270401932	花水木	社会福祉法人	ひらた福祉会	R6. 4. 1	R12. 3. 31
40	3270402039	ひまり 居宅介護支援事業所	株式会社	ひまり	H30. 8. 15	R6. 8. 14
41	3270402195	ライラック 居宅介護支援事業所	株式会社	ライラック	H31. 1. 1	R6. 12. 31
42	3270402237	こころね居宅介護支援事業所渡橋町	株式会社	シニアリビング・ネクスト	H31. 4. 1	R7. 3. 31
43	3270402245	うさぎケアプラン出雲	合同会社	燦光	H31. 4. 22	R7. 4. 21
44	3270402278	ケアプランやわらぎ	株式会社	ケアステーションやわらぎ	R1. 5. 10	R7. 5. 9
45	3270402344	ファーマシィ出雲居宅介護支援事業所	株式会社	ファーマシィ	R1. 8. 1	R7. 7. 31
46	3270402377	居宅介護支援事業所かんど【休止中】	医療法人	かんど会	R1. 9. 15	R7. 9. 14
47	3270402476	デイサービス 金太郎の家	社会福祉法人	金太郎の家	R2. 4. 1	R8. 3. 31
48	3270402468	穂なみ介護支援事業所	特定非営利活動法人	コミュニティサポートいずも	R2. 4. 1	R8. 3. 31
49	3270403326	指定居宅介護支援事業所 えがおライフ川光(大社)	株式会社	えがおライフ島根	R5. 2. 1	R11. 1. 31
50	3270402856	居宅介護支援事業所 成相	合同会社	成相	R5. 4. 1	R11. 3. 31
51	3270402914	居宅介護支援事業所たんぼぼ	株式会社	ライフサポート山陰	R5. 8. 5	R11. 8. 4
52	3240441042	平安堂居宅介護支援事業所	株式会社	平安堂	R5. 10. 1	R11. 9. 30
53	3270402997	ケアプランあじさい	合同会社	R e L I F E出雲	H30. 6. 1	R6. 5. 31
54	3270403003	こうじや居宅介護支援事業所【休止中】	株式会社	糺屋	H30. 7. 1	R6. 6. 30
55	3270403052	居宅介護支援事業所リンクス	合同会社	リンクス	H31. 4. 1	R7. 3. 31
56	3270403078	いこいの郷 居宅介護支援事業所	株式会社	シルバーコミュニティセンター	R1. 6. 1	R7. 5. 31
57	3270403094	ほのぼの在宅介護相談センター	社会福祉法人	まほろぼの郷	R1. 7. 1	R7. 6. 30
58	3270403102	居宅介護支援事業所ライフコネクト	株式会社	ソーシャルプランニングネットワーク	R1. 9. 1	R7. 8. 31
59	3270403110	合同会社 社会福祉支援 ちいろば	合同会社	社会福祉支援 ちいろば	R1. 10. 1	R7. 9. 30
60	3270403144	ほっとみるくいずも	合同会社	リハプランいずも	R2. 4. 1	R8. 3. 31
61	3270403169	穂なみ介護支援事業所ひかわ	特定非営利活動法人	コミュニティサポートいずも	R2. 10. 1	R8. 9. 30
62	3270403235	うさぎケアプラン大社	合同会社	燦光	R3. 7. 1	R9. 6. 30
63	3270403250	ケアプランセンター里庵	有限会社	伊野本陣	R3. 12. 1	R9. 11. 30
64	3270403334	ケアプラン彩笑	合同会社	プラン彩笑	R5. 2. 14	R11. 2. 13
65	3270403359	居宅介護支援事業所 つなぐ	合同会社	ツナグ	R5. 4. 1	R11. 3. 31
66	3270403367	CarePlanningこころ	合同会社	クオリティ・オブ・ライフ	R5. 4. 1	R11. 3. 31
67	3270403375	居宅介護支援事業所 彩雲	株式会社	ラッシュ	R5. 5. 1	R11. 4. 30
68	3270403417	居宅介護支援事業所 絆結	合同会社	たいしゃRe.	R5. 11. 1	R11. 10. 31
69	3270403425	るあん居宅介護支援事業所	合同会社	るあん	R6. 3. 1	R12. 2. 28
70	3200400012	出雲高齢者あんしん支援センター	社会福祉法人	出雲市社会福祉協議会	R6. 4. 1	R12. 3. 31

## 6. その他事項

### (2) 地域密着型サービスの利用基準について

地域密着型サービスは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、原則、事業所がある市町村の被保険者のみが利用できるとされています。

出雲市では、地域密着型サービスについて、市域を越えての利用と他市町村からの転入者が利用する際の条件について基本方針を定めています。

#### 1. 他市町村から出雲市に転入した者による市内地域密着型サービスの利用条件

(1) 居住系・施設系サービス（介護予防を含む）は、次の①～⑤のいずれかに該当すること

【認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護】

- ① 出雲市に継続して3か月以上住所を有している者
- ② 出雲市に居住している2親等以内の親族があり、当該親族から継続的な支援が見込まれる者
- ③ 2親等以内の親族とともに出雲市に転入した者
- ④ 過去から通算して1年以上出雲市に住所を有する者
- ⑤ その他市長が特に必要と認める者

(2) 在宅系サービス（介護予防を含む）は、次の①か②のいずれかに該当すること。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】

- ① 出雲市に住所を有している者
- ② その他市長が特に必要と認める者

**※他市町村からの転入者を受け入れる際は、上記の条件を確認のうえ、必ず本市高齢者福祉課へご報告・ご相談ください。**

## 2. 市域を越えて地域密着型サービスの利用を希望する者の利用条件

### (1) 出雲市の被保険者が他市町村の地域密着型サービスを利用する場合の同意を求める基準

- ① 当該事業所に空きがあり、受け入れが可能であること
- ② 当該事業所が所在する市町村長の同意があること
- ③ 次のいずれかを満たしていること
  - ア 当該事業所の所在地が隣接市町で、市内に所在する指定地域密着型サービス事業所の定員に空きがない場合
  - イ 当該事業所が所在する市町村にその者を介護する家族、親族等がいる場合
  - ウ その他、出雲市長がやむを得ない状況であると判断した場合

※当該事業所は出雲市の指定を受ける必要があります。

### (2) 他市町村の被保険者が出雲市の地域密着型サービスを利用する場合の同意をする基準

- ① 当該事業所に空きがあり、受け入れが可能であること
- ② 指定を受けようとする被保険者の市町村が同意を求めていること
- ③ 他市町村の利用者の上限は、当該事業所の登録者又は1ユニットに1名であること
- ④ 次のいずれかを満たしていること
  - ア 他の市町村の利用者の住所が、隣接市町であること
  - イ 市内にその者を介護する家族、親族がいる場合
  - ウ その他、出雲市長がやむを得ない状況であると判断した場合

※当該事業所は他市町村の指定を受ける必要があります。

※ 事前協議が必要となります。

事業所間で連携を取り、利用を検討した段階で必ず事業所所在市町村と保険者に連絡し相談してください。

※ 市公式ホームページに掲載していますので、別途ご確認ください。

トップページ>市民のくらし>人生のできごとから探す>高齢者・介護>地域密着型サービスの利用基準について

<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1574901909525/index.html>

## 6. その他事項

### 「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」の見直しについて

#### 1. 変更点

一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

##### 1. 選択制の対象となる福祉用具の種目と種類

「固定用スロープ」「歩行器（歩行車を除く）」「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」を対象とする。

##### 2. 福祉用具貸与と購入の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う

- ア 介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、利用者に対し、貸与又は販売の選択ができることについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医者や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案をおこなうこと。
- イ 選択制の対象福祉用具の貸与後は、福祉用具専門相談員が利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討する。
- ウ 選択制の対象福祉用具の販売後は、福祉用具専門相談員が福祉用具販売計画における目標の達成状況を確認する。また、利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法方法の指導や修理等を行うよう努める。
- エ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

#### 2. 変更日

令和6年4月1日



## 6. その他事項

### (5) 高齢者虐待の防止について

#### I. 養護者による高齢者虐待

##### 1. 定義

- ・ 養護者 = 「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」  
 金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。なお、同居していなくても養護者に該当する場合があります。
- ・ 虐待の種別

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| i. 身体的虐待     | : たたく、蹴る、つねるなどの暴力、ベッドに縛り付ける、行動を抑制するなど |
| ii. 介護・世話の放棄 | : 食事を与えない、入浴させない、必要な介護や世話をしないなど       |
| iii. 心理的虐待   | : 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、拒絶的な態度、無視するなど        |
| iv. 性的虐待     | : 性的な嫌がらせや強要など                        |
| v. 経済的虐待     | : 必要なお金を渡さない、年金や預金を取り上げて本人に無断で使用するなど  |

##### 2. 令和4年度 出雲市内の高齢者虐待の実態

- (1) 相談・通報受付件数 19件  
 (令和3年度 24件)
- (2) (1)のうち高齢者虐待を確認した件数 9件  
 (令和3年度 13件)
- (3) (2)以外で前年度からの対応継続件数 6件
- (4) 虐待の種別では「身体的虐待」、被虐待者との関係では「息子や夫からの虐待」がそれぞれ全体の約7割を占めている。

##### 3. 通報について

- 「ちょっと変だな」「虐待かもしれない」と思ったら、高齢者あんしん支援センター又は市高齢者福祉課へ連絡をお願いします。
- 高齢者あんしん支援センター (TEL : 0853-25-0707)
  - 出雲市高齢者福祉課 高齢者福祉係 (TEL : 0853-21-6967)

## Ⅱ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

### 1. 定義

#### (1) 養介護施設従事者等

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人福祉施設</li><li>・有料老人ホーム</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・老人居宅生活支援事業</li></ul>	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者(※)
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護老人福祉施設</li><li>・介護老人保健施設</li><li>・介護療養型医療施設</li><li>・介護医療院</li><li>・地域密着型介護老人福祉施設</li><li>・地域包括支援センター</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス事業</li><li>・地域密着型サービス事業</li><li>・居宅介護支援事業</li><li>・介護予防サービス事業</li><li>・地域密着型介護予防サービス事業</li><li>・介護予防支援事業</li></ul>	

(※) 直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わるほかの職種も含まれます。

### 2. 令和4年度 出雲市内の高齢者虐待の実態

- (1) 相談・通報受付件数                                  2件（令和3年度 3件）
- (2) (1)のうち高齢者虐待を確認した件数            1件（令和3年度 2件）
- (3) 虐待の種別では、「身体的虐待」、「心理的虐待」が認められたケースがあった。

### 3. 通報義務

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見したものに対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています。（第21条）

※ 連絡された人の情報が他へ漏れることはありません。また、通報等による不利益な取り扱いは禁止されています。

発見した場合は、ためらわず市高齢者福祉課（TEL：0853-21-6972）へ連絡をお願いします。

#### 4. 虐待防止に係る措置

令和3年度介護報酬改定（令和6年3月31日までは努力義務。令和6年4月1日から義務化。対象：全サービス）

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止検討委員会」という。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的開催すること。（GH、地密特養のみ年2回以上。他サービスは年1回以上。）
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載すること。

令和6年度介護報酬改定（対象：全サービス）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に基本報酬を減算する。（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算。）

#### 5. 身体的拘束等について（令和6年度介護報酬改定の内容含む）

- (1) 事業者はサービス提供に当たり、利用者や他利用者等の生命・身体保護のため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。（対象サービス：小多機、看多機、GH、地密特養、定期巡回、地デイ、認デイ、居宅）
- (2) 事業者は身体的拘束等を行う場合、その態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。（対象サービス：小多機、看多機、GH、地密特養、定期巡回、地デイ、認デイ、居宅）
- (3) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じること。（対象サービス：GH、地密特養、小多機、看多機）
  - ① 対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を介護従事者に周知徹底を図る。
  - ② 適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護従事者等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 身体拘束廃止未実施減算について（対象サービス：GH、地密特養、小多機、看多機）  
身体的拘束の適正化のため措置（身体的拘束等を行う場合の記録、委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が講じられていない場合に基本報酬を減算する。（所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算。）

※小多機、看多機については、1年間の経過措置期間あり。

知って  
防ごう!

# “高齢者虐待”

## ～高齢者が安心して暮らせる社会へ～

高齢者虐待は、主に介護者や高齢者の家族など、身近な人が虐待をおこしやすい傾向にあり、その要因は、介護者の心身の疲労、相談者がいないことによる孤立感、経済的な問題などさまざまです。

令和3年度には、養護者による高齢者虐待の相談・通報が全国で36,378件ありました。  
出雲市でも19件の相談・通報を受けています。

### ◆高齢者虐待の状況

(出典:厚生労働省 令和3年度調査結果)

#### ① 虐待の種類と割合

※複数回答

身体的虐待 たたく、蹴る、つねるなどの暴力など	67.3%
心理的虐待 怒鳴る、ののしる、無視するなど	39.5%
介護等放棄 必要な介護や世話をしないなど	19.2%
経済的虐待 必要なお金を渡さない、年金・預金の 無断使用など	14.3%
性的虐待 性的な嫌がらせや強要など	0.5%

#### ② 虐待の発生要因(主な5要因)

※複数回答

高齢者の認知症の症状	55.0%
高齢者の介護による 疲れ・ストレス	52.4%
虐待者の精神状態が 安定しない	48.7%
虐待者と被虐待者との 虐待発生までの人間関係	47.3%
虐待者の理解力の不足や低下	46.3%

### ◆どうして虐待は起こるの?

#### 虐待は誰にでも起こり得る身近な問題です

高齢者の介護や世話をすることで心身共に疲れ、追いつめられてしまう人は少なくありません。もともと、高齢者と関係が悪くなかったにもかかわらず、適切な介護の方法や認知症への対応がわからず、つい手をあげてしまったり、虐待していることの自覚があっても歯止めがきかなかつたりする場合があります。

### ◆虐待の発生防止と早期発見のためにできること

#### ◎ 介護の悩み事はケアマネジャーやあんしん支援センターへ相談を!

高齢者だけでなく、介護をしている人も支援します。

#### ◎ 地域の「気づき」や「見守り」が虐待防止につながります!

日ごろから高齢者や介護者へのあいさつや声掛けをしましょう。

#### ◎ 認知症への正しい理解と対応をしましょう!

さまざまな症状に落ち着いて対処しやすくなります。

お変わり  
ありませんか?



#### 連絡・相談先

#### ◎ 高齢者あんしん支援センター(出雲市社会福祉協議会内)

出雲高齢者あんしん支援センター ☎ 25-0707

平田高齢者あんしん支援センター ☎ 63-8200

佐田高齢者あんしん支援センター ☎ 84-0019

多伎高齢者あんしん支援センター ☎ 86-7122

#### ◎ 出雲市役所高齢者福祉課 ☎ 21-6967

湖陵高齢者あんしん支援センター ☎ 43-7611

大社高齢者あんしん支援センター ☎ 53-3232

斐川高齢者あんしん支援センター ☎ 73-9125

※連絡した人の情報が他へ漏れることはありません。

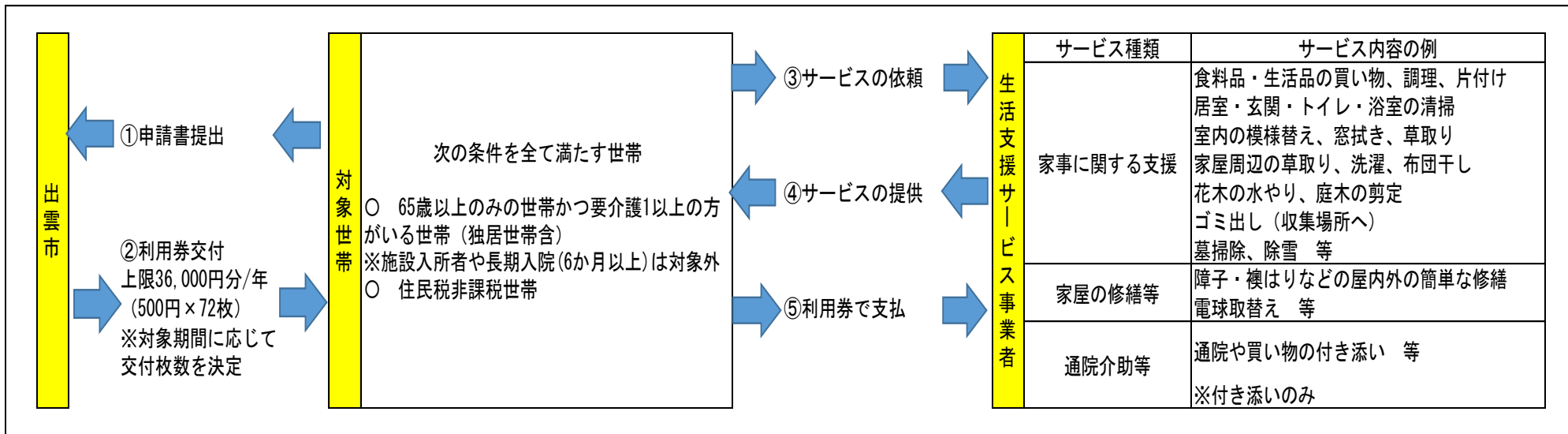
## 6. その他事項

### (6) 高齢者福祉施策等について

#### I. 各種制度について

##### 1. 老老介護支援事業について

要介護1以上でひとり暮らしの人、および要介護1以上の人を介護している65歳以上の高齢者世帯に対し、市の指定事業者が提供する生活支援サービスの支払いに使用できるサービス利用券を支給します。



#### 注意事項

- ・ いずれも介護保険給付対象外のサービスが対象です。
- ・ 利用券の助成額は1枚500円です。利用券は利用料を超えない範囲で何枚でも使用できます。
- ・ 利用券は、出雲市の指定事業者以外では使用できません。

## 2. 緊急通報装置設置補助金について

### 緊急通報とは

緊急ボタン（非常用ボタン）を押すと、電話回線を利用し、自動的に監視センターへ連絡が入ります。

監視センターから状況確認のため、折り返しすぐ電話があり、状況に応じて警備員が駆けつけます。

また火災報知器は、火災発生を自動的に感知し、監視センターからの電話や警備員の状況確認により、消防へ通報するものです。

### 助成目的

急病などの緊急時の対応に不安を感じている高齢者独居世帯等に、民間警備会社の緊急通報等サービスを利用していただくことで住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援し、併せて別居家族や近隣住民の方の見守り不安の緩和を図ります。

### 助成対象者

住民税非課税世帯に属する方で、次の要件に該当する方が対象となります。

- ・ 高齢者独居世帯
- ・ 高齢者のみ世帯（準高齢者独居）
- ・ 重度身体障がい者のみ世帯
- ・ 高齢者と障がい者のみ世帯

※高齢者とは65歳以上の方です。障がい者の方については、年齢要件はありません。

※準高齢者独居とは、2人暮らしのうち1人の方が要介護1以上である場合等をさします。

※重度身体障がい者＝1級または2級の方。 障がい者＝手帳の種類・級は問いません。

### 助成額

民間警備会社の緊急通報装置・火災報知器を利用する際に必要となる加入・設置費を対象に助成します。

助成額は22,000円（税込）を上限とします。※月額利用料金等は、自己負担となります。

### 申請方法

補助金交付申請書に見積書を添えて申請してください。 ※必ず設置される前に申請してください。

助成の対象となる機械警備サービスを取り扱っている警備会社（五十音順）

ALSOK山陰（株）  
出雲市渡橋町3-10  
TEL (0853) 22-9064

（株）セーフティネクスト  
松江市西持田町362-8  
TEL (0852) 25-4709

セコム山陰（株）  
出雲市今市町北本町1丁目2  
TEL (0853) 22-9012

北陽警備保障（株）  
出雲市塩冶善行町7-1  
TEL (0853) 22-5252

※警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第6項に規定する機械警備業を営む警備会社です。  
※各警備会社のサービス内容・料金等は、一覧のとおりです。

出雲市緊急通報装置設置費補助金対象警備会社サービス 一覧表

令和3年6月1日現在

本表の料金設定は、出雲市の助成事業を利用した場合のものです。助成事業を利用しない場合の契約等については、各警備会社にご確認ください。

※金額は全て税込み

会社名		ALSOK山陰(株)	(株)セーフティネクスト SH24	セコム山陰(株)	北陽警備保障(株)	
事業所ごとのサービス内容	基本サービス	◎非常用ボタン(固定)	◎非常用ボタン(固定式)	◎非常用ボタン(固定・リモコン型)	◎非常用ボタン(固定式)	
		◎火災警報器(煙式)	◎火災警報器(煙式)	◎火災警報器(煙式)	◎火災警報器(煙式)	
		・無線式押しボタン(ペンダント型)		・緊急ボタン(ペンダント式防水)	・無線式押しボタン(ペンダント型)	
				・マグネットセンサー(玄関用) (扉開閉時にブザーを鳴らすもの)		
		設置費用	22,000円	22,000円	33,000円	22,000円
		月額料金	3,234円	1,320円	3,300円	3,300円
	オプション	内容	ペンダント	ペンダント	ペンダント	非常用ボタン(固定式) 1個追加
		設置費用		3,300円		1,650円
		月額料金	基本サービスに含む	660円	基本サービスに含む	550円
		内容	見守り配信サービス	冷蔵庫開閉センサー(生活支援ボタンとの併用不可)		火災警報器(煙式) 1個追加
		設置費用	3,300円	11,000円		1,650円
		月額料金	781円	275円		550円
		内容	ライフリズム監視サービス	メールスイッチ(生活支援ボタンとの併用不可)		
		設置費用	5,280円	11,000円		
月額料金		539円	275円			
内容		ガス監視サービス	生活支援ボタン			
設置費用	6,490円	0円				
月額料金	539円~	0円				
	出動料金	なし	3,850円(1出動当り)	なし	なし	

【サービス内容の「◎」印のものは、出雲市の助成事業対象の必須サービス】

### 3. 高齢者日常生活用具給付事業について

65歳以上で心身機能の低下に伴い防火の配慮が特に必要な方を対象に日常生活用具を給付します。

#### (1)対象者

- ア) 65歳以上の高齢者のみの世帯
- イ) 疾病等により身体が虚弱な高齢者や認知症を有するなど日常生活を営むのに支障がある人  
⇒家族やケアマネージャー等から聞き取りを行う。  
(調査報告書の提出が必要)
- ウ) 住民税非課税世帯

#### (2)日常生活用具（アまたはイのどちらか1つを給付）

ア) 電磁調理器給付

※もの忘れがあり火の消し忘れが認められる人

イ) 自動消火器（2種類）給付

※上記に該当し、電磁調理器の操作が理解できない人

#### (3)給付台数

上記(2)のア) またはイ) のいずれか1台（1世帯あたり）

### 4. 高齢者福祉タクシー事業について

公共交通機関の駅や停留所から遠くに居住している70歳以上の高齢者世帯の方の生活範囲を広げ、生活の利便性の向上や社会参加を促進するため、タクシー券を交付します。

#### (1)対象世帯

市内（佐田・多伎・斐川地域を除く）に住所を有する高齢者のみの世帯で、次の要件をすべて満たす世帯

- ア) 70歳以上の者のみで構成される世帯
- イ) 自家用車を所有していない世帯

ウ) 自宅から最寄りのバス停・駅まで500メートル以上離れている世帯 ※中山間地域は200メートル以上

エ) 住民税非課税世帯

オ) 障がい者福祉タクシーの交付世帯ではない

（中山間地域）

上津、稗原、朝山、乙立、西田、鰐淵、東、北浜、佐香、伊野、大社、荒木、遙堪、日御碕、鶺鴒

#### (2)助成内容

対象となる世帯に500円券を年間24枚（12,000円分）を交付  
※佐田・多伎・斐川地域については「高齢者等外出支援事業」にて対応します。



## 5. 養護老人ホームについて

### (1) 養護老人ホームとは

養護老人ホームは、原則65歳以上で在宅において日常生活を営むのに支障がある方に対して、心身の状況やその置かれている環境の状況等を総合的に勘案し、居宅において養護を受けることが困難である場合に、市区町村長の措置によって入所できる施設です。

入所判定委員会において、日常生活動作の状況や精神状況等により養護老人ホームの対象と判定された方が入所できます。

### (2) 対象者（参考）

【年齢】65歳以上

【要介護度】認定なし～要介護2

※但し、本人の状態により対象とならない場合があります

【健康状態】次のいずれにも該当しない場合

- ①入院加療を要する病態
- ②他の入所者に伝染させる恐れのある伝染性疾患

【経済状況】次のいずれかに該当する場合

- ①生活保護世帯に属している
- ②入所希望者及び生計中心者が市民税のうち所得割が非課税である（生計中心者とは、本人の属する世帯の生計中心者）
- ③災害その他の事情により、世帯の生活状態が困窮している

【家族・住居の状況】次のいずれかに該当する場合

- ①養護者がいない
- ②家族又は同居者との同居が困難である
- ③現に住居がない
- ④住居の環境が劣悪である

【入所意思】ご本人に入所の意思がある

### (3) 負担金（施設利用料）

負担金（食費、部屋代、光熱水費等の施設利用料）は、本人の年金等の収入や扶養義務者の課税状況に応じて計算します。病院を受診した際の医療費、介護サービス利用料などは、自己負担となります。

【市内の養護老人ホーム】

- ・長浜和光園 28-0033（西園町4015）
- ・かなび園 72-0009（斐川町上直江1829-1）

## Ⅱ. 成年後見制度について

あなたらしい生き方を応援します

# 成年後見制度



出雲市・出雲成年後見センター

## 成年後見制度について

### ●成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を支援する制度です。

さまざまな理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害に遭う恐れもあります。

このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。



### ●制度を利用すると

本人の意思を尊重し、心身状態や生活状況を考慮して、財産管理や生活を維持するための契約や手続きを代理・同意・取消などの方法で支援します。

具体的には、本人の不動産や預貯金などの財産を管理したり、本人の希望や心身の状態、生活の様子等を考慮して、必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、契約の締結や医療費の支払などを行ったりします。

ただし、入院・入居・入所等の保証人や身元引受人及び入院、手術等の同意や受診の付き添い、食事の世話や介護などはできません。



### ●後見人等になる人

本人にどのような支援が必要かなど、事情に応じて、家庭裁判所が選任します。

親族（両親、兄弟など）、法律・福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士など）、一般市民による市民後見人などが選ばれます。

なお、支援内容及び預貯金などから適切と思われる金額を家庭裁判所が判断し、成年後見人等に対し、報酬の支払いが必要になる場合があります。



## ●申立てのできる人

本人、配偶者、四親等内の親族（子・孫・親・祖父母・兄弟姉妹・おじ・おば・甥・姪・いとこ・配偶者の親など）、検察官、市町村長などです。



## ●法定後見の開始までの手続きの流れ

申立人を決め、必要な書類を準備します。家庭裁判所への申立てには、申立て手数料、収入印紙、郵便切手など費用がかかります。

審理期間について、個々の事案により異なりますが、申立てから法定後見の開始までの期間は、おおむね4か月以内となっています。

医師による鑑定手続や成年後見人等の候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために、一定の審理期間を要します。



申立て

審理

法定後見の開始の審判  
成年後見人等の選任

審判の確定  
(法定後見の開始)

おおむね、4か月以内

## ●出雲成年後見センター

出雲市は、成年後見制度について相談したい人のために、出雲成年後見センターに利用支援業務を委託しています。法律や福祉の専門家・関係者のネットワークを活用して、成年後見制度に関する相談から成年後見人の受任まで支援を行います。

センターの会員は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、医師、精神保健福祉士、社会保険労務士、社会福祉協議会職員などで構成されています。

### 【支援内容】

#### ①相談・支援

お話を聴き、問題解決の方法を一緒に考えます。家庭裁判所への申立て手続きなどについて、アドバイスします。

相談は、原則として無料です。

#### ②活用できるサービスの紹介

必要に応じて、適切なサービスが利用できるように紹介します。

#### ③成年後見人の受任

出雲成年後見センターの会員から相応しい成年後見人を探します。法律や福祉の専門家として、生活や財産を守ります。



## 【相談・問い合わせ先】



出雲成年後見センター（成瀬司法書士事務所内）

平日：☎22-8097

住所：〒693-0003 出雲市今市町南本町21番地3



出雲市役所高齢者福祉課（高齢者に関すること） 平日：☎21-6967（直通）

福祉推進課（障がい者に関すること） 平日：☎21-6694（直通）

住所：〒693-8530 出雲市今市町70番地

## 6. その他事項

### (7) 地域介護・福祉空間整備等施設整備（地空間）交付金について

例年、本市では年度当初に当該予算は要求しておらず、中国四国厚生局から島根県高齢者福祉課経由で協議があった段階で事業者の皆様へ要望調査を行っています。

国の要綱には下記メニューがありますが、国からの協議実施通知があったもののみが募集されるため、毎年度あるものでもありません。例年、要望調査期間が短期間で要望が少ないことが考えられますので、下記のとおり制度概要をお知らせいたします。

#### 1. 協議対象事業 <各年度当初分のみ>

事業名	R3	R4
既存施設の sprinkler 設備等整備事業	○	○
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業		
・耐震化改修	○	○
・大規模修繕等	○	○
・非常用自家発電設備	○	○
・水害対策のための改修	○	○
高齢者施設等の給水設備整備	○	○
ブロック塀等改修整備事業	○	○
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	○	○

#### 2. 補助内容（令和5年度当初）

##### (1) 既存施設の sprinkler 設備等整備事業

対象サービス	補助内容
地域密着型通所介護	◎補助率：定額
認知症対応型通所介護 (※宿泊を伴うもののみ。)	◎補助上限：9,710 円/㎡ ◎補助下限：なし

##### (2) 認知症高齢者グループホーム等防災改修改修等支援事業

対象サービス	補助内容
地域密着型特別養護老人ホーム	◎補助率：定額 ◎補助上限：1,540 万円/施設 ◎補助下限：80 万円/施設
認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	◎補助率：定額 ◎補助上限：773 万円/施設 ◎補助下限：80 万円/施設 (非常用自家発電設備は下限なし)

### (3)高齢者施設等の給水設備整備

対象サービス	補助内容
地域密着型特別養護老人ホーム 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	◎補助率 : 3 / 4 ◎補助上限 : なし ◎補助下限 : なし

### (4)ブロック塀等改修整備事業

対象サービス	補助内容
地域密着型特別養護老人ホーム 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	◎補助率 : 3 / 4 ◎補助上限 : なし ◎補助下限 : なし

### (5)高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業

対象サービス	補助内容
地域密着型特別養護老人ホーム 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	◎補助率 : 定額 ◎補助上限 : 4,000 円/㎡ ◎補助下限 : なし

### 3. 要望調査から補助金交付までの流れ

- (1)島根県高齢者福祉課から協議実施の通知
- (2)対象サービス事業所に対し、要望調査を実施
- (3)要望のある事業所は、必要書類を市へ提出  
(例年、提出期限が調査日から10日程度)
- (4)中国四国厚生局から内示があれば、市で予算化、交付要綱整備(内示時期:調査から約5か月後)
- (5)事業者から市へ補助金交付申請
- (6)交付決定の後、実施(市の契約規則に準じて、入札等を実施)
- (7)実績報告の後、補助金交付

### 4. 留意事項

- (1)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取り扱いに準拠しなければならない。
- (2)過去に(当該補助金以外の)補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産について、財産処分(取り壊し、廃棄等)を行う場合、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」に基づき、手続きを遺漏の無いよう行うこと。
- (3)本事業は、原則1事業所につき1回を限度として申請することができるものとする。
- (4)国の採択方針(福祉避難所の指定や業務継続計画、非常災害対策計画等の策定の状況等)により、要望されたもの全てが当該事業の対象となるわけではなく、また、補助を確約するものではない点に留意すること。